

An aerial photograph of a large agricultural field. The field is divided into several long, narrow, dark brown rows, likely representing irrigation channels. Between these rows, there are lighter green and yellowish areas where numerous small, green, leafy plants are growing in organized patterns. A blue tractor is positioned in the upper-middle part of the field, facing downwards. In the lower-middle section, there are several large, rectangular metal crates filled with harvested green vegetables. Several workers, wearing blue and orange clothing, are standing around these crates, some appearing to be loading or unloading them. The overall scene depicts a busy day of harvesting in a large-scale agricultural operation.

現代奴隸と救済措置

－投資家向けガイド

November 2025

MUFGファースト・センティア
サステナブル投資研究所



目次

01 研究所、支援企業、パートナーについて	01
02 エクゼクティブサマリー	03
03 はじめに	05
04 投資家の責任	06
05 事業リスクへの対処	07
06 投資先企業による救済措置の実現	08
07 アドボカシー(政策エンゲージメント)と「救済エコシステム」	20
08 集団的な救済	21
09 結論及び投資家の行動に向けた提言	23
11 付録1—グローバル法的リスク一覧表	26
12 参照	29

01 | 研究所、支援企業、パートナーについて

研究所について

MUFG ファースト・センティア サステナブル投資研究所(以下研究所)は、サステナブル投資を推進するテーマに焦点を当てたりサーチ情報の提供を目指している。MUFG とファースト・センティア・インベスタートーズは、投資家として共通の社会的責任の理念のもと、自らの意思決定が現在および将来のコミュニティに及ぼす影響を考慮して投資判断を行うことが重要だと考える。

そうした考えから、研究所では環境、社会、ガバナンス(ESG)に関する調査を外部機関と協働し、特定のテーマをさまざまな視点から掘り下げて考察していく。今や、投資家はサステナビリティやサステナブル投資を巡る問題について、これまで以上に掘り下げ、焦点を絞って熟考するようになってきている。これらの問題は複雑で、原因を解明するには詳細な分析が必要となる。投資家として問題の原因をより深く理解できれば、数々の投資判断に対してより適切な意思決定を行い、環境と社会のためにポジティブな変化を促し、自らの影響力を活かすことができるであろう。

研究所における調査は、MUFG の連結子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社とファースト・センティア・インベスタートーズが協働で支援している。両機関の代表者は、研究所の活動に情報を提供している。

また、研究所では、サステナビリティおよびサステナブル投資に関連する研究について助言を行うアカデミック・アドバイザリー・ボードを設置している。アカデミック・アドバイザリー・ボードは、責任投資、気候科学、関連するESGの分野で活躍する学術界、産業界、非政府組織の著名なリーダーで構成され、研究所のリサーチ結果が最高水準の学術レベルを満たすよう、独立した監督機能を果たしている。

連絡先

institute@firstsentier.com

www.firstsentier-mufg-sustainability.com

www.mufg-firstsentier-sustainability.jp

支援企業について

ファースト・センティア・インベスタートーズ (以下FSI)について



ファースト・センティア・インベスタートーズ(旧ファーストステート・インベストメンツ)は、クオリティの高い長期的な運用戦略をお客様に提供する、グローバルな資産運用グループである。当グループは責任投資とスチュワードシップの原則に共通のコミットメントを持つ、独立したスペシャリスト運用チームを擁している。これらの原則は、全社的な経営管理と企業文化に不可欠なものである。

また、自社ブランドおよび個別サブブランドの運用チームの区別なく、全ての運用チームは投資の自主性を確保し、各自の運用哲学を実践している。

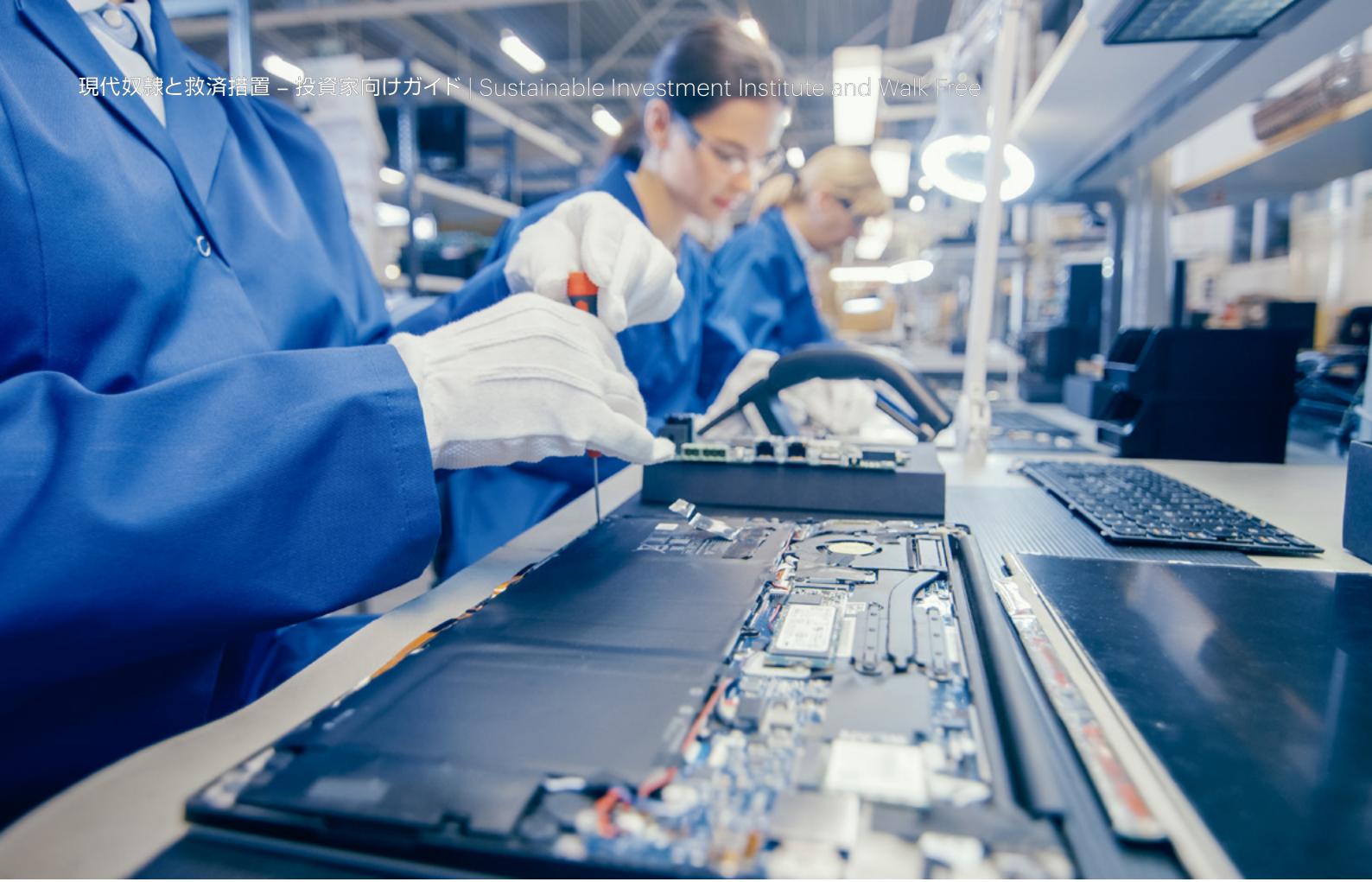
www.firstsentierinvestors.com¹

MUFGについて



三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)は、世界有数の金融グループ。東京を本拠とし、360年以上の歴史を誇る。国際的なネットワークを築き、世界50か国以上におよそ2,100の拠点を有する。グループ全体の従業員数は約160,000名。商業銀行、信託銀行、有価証券、クレジットカード、消費者金融、資産運用、リースなどの事業を手がける。事業会社間の緊密な協力によって「世界で最も信頼される金融グループになる」と、顧客のあらゆる金融ニーズに柔軟に対応することを目指し、社会に貢献するとともに、より良い世界に向けたサステナブルな成長の共有を促進している。MUFGは、東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場している。

www.mufg.jp/english



三菱UFJ信託銀行について

三菱UFJ信託銀行は、MUFGのコアメンバーとして、大手信託銀行ならではの専門性の高い機能を活かし、お客さまに総合的な金融ソリューションを幅広く提供している。銀行業務に加え、不動産、証券代行、資産運用・投資家サービス、相続関連サービスなど、幅広い金融ソリューションを提供している。常に「信頼」をベースにお客さまや社会の課題をサポートすることで、「安全で豊かな社会」「お客さまとともに明るい未来」を創造する信託銀行となることを目指し、「信頼が未来を拓く」という新たなキーワードを定めた。

<https://www.tr.mufg.jp/english>

Walk Freeについて



Walk Freeは、あらゆる形態の現奴隸の撲滅を加速するよう取り組んでいる国際的な人権団体である。世界奴隸指数(Global Slavery Index)の策定や世界トップレベルの調査を通じてエビデンスベースを構築し、企業、投資家、政府へのアドボカシーおよびエンゲージメント、より良い事業慣行を促進するという信念に反映させている。Walk FreeはMinderoo Foundationの傘下にあり、西オーストラリア州パースに本部を置き、国際チームを擁している。

<https://www.walkfree.org>

謝辞

本ガイドの調査および執筆は、Walk FreeのMatthew Coghlan氏、Charlotte Gwynn氏、Gabby Ashworth氏、MUFGファースト・センティア サステナブル投資研究所のElena Zharikova氏、Sudip Hazra氏、Yuichi Nakao氏が行った。ファースト・センティア・インベスターズのKate Turner氏とWalk FreeのSerena Grant氏のご協力に感謝する。また、本書の作成において、Norton Rose Fulbright、British Institute of International and Comparative Law(BIICL)、Modern Slavery & Human Rights Policy & Evidence Centre (MSPEC)、Rathbones、Churches, Charities and Local Authorities Investment Management Limited(CCLAI)、Find It, Fix It, Prevent Itイニシアチブ(CCLA FFPi)、ABN AMRO、Impacttと有益な対話を実現できたことにも感謝する。

02 | エグゼクティブサマリー

現代奴隸は世界のあらゆる国とサプライチェーンに影響を及ぼしており、世界全体で4,960万人が現代奴隸として生活し、2,760万人が強制労働に従事していると推計されている。

企業および投資家は、自社事業またはサプライチェーンを通じてこうした人権侵害に巻き込まれる可能性がある。一方で企業および投資家はこうした関連性を通じて、人権を尊重し、侵害行為を防止し、救済の提供または促進に務める責任を負っている。本報告書は、救済の促進における投資家の役割を考察し、ケーススタディを探索して実際の救済措置の例を紹介する。

現代奴隸は基本的人権の侵害であり、深刻な問題である。投資家を含む企業に、現代奴隸リスクを評価して対処し、事業および投資案件で発生した現代奴隸への救済の提供または実現を求める声が高まっている。こうした声に応えなければ、法的や財務的なリスク、社会的評価へのリスクな

どが高まるだろう。救済措置にはさまざまな形態があるが、最終的な目的は、金銭的補償、または健康、法的、心理社会的サービスへのアクセス促進などの非金銭的措置のほか、帰国支援、将来的な侵害の防止策を講じることで、生じた侵害を償うことである。現代奴隸の問題が、投資先企業またはサプライチェーン上で直接発生しようと、間接的に発生しようと、投資家には救済措置を実現または提供する機会がある。

以下の表は、現代奴隸を発見する前後、およびその対応中に、投資家が検討できる救済措置の概要をまとめたものであり、本報告書で紹介する主なケーススタディの例も記載した。各段階の詳細は、本報告書本文を参照のこと。

救済の段階	投資家が実現できる救済措置の例	ケーススタディ
1. 発見前 – 投資先企業が侵害を引き起こす、または助長することを防ぐために、問題の発見および解決に向けて準備する	<ul style="list-style-type: none"> 投資先企業にグリーバンス・メカニズム(苦情処理メカニズム)の導入を求める。 出資プロジェクトまたは投資によって悪影響を受けたステークホルダー向けの、グリーバンス・メカニズムの設置を検討する。 救済の提供を盛り込んだ、企業による人権およびデューデリジェンスに関する強固な法的枠組み導入を訴えることで、救済エコシステムを強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ANZは、同行の機関または法人向け融資の顧客によって、人権に影響を受けた可能性のあるステークホルダー向けの人権関連のグリーバンス・メカニズムを立ち上げた。10ページ参照。 人権のための投資家アライアンス (Investor Alliance for Human Rights)は、各個人権デューデリジェンス法の導入や、救済を重視したEU CSDDD(コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令)の改善を訴えた。20ページ参照。
2. 救済プロセス中 – 救済の全段階で投資先企業を支援する		
a. 調査と検証	<ul style="list-style-type: none"> 人権への影響、および侵害との関係性の特定において、投資先企業を支援する。 深刻な問題が報告された場合は、投資先企業に社内調査チームの任命を提案する。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本の大手自転車部品メーカーは、労働者の人権侵害が告発されたマレーシアのサプライヤーを調査するため、エグゼクティブ・リーダー・チームを任命した。13ページ参照。
b. 侵害の救済	<ul style="list-style-type: none"> 投資先企業に、十分な救済の提供において期待することを伝える。 企業に救済措置へのアクセスを提供するよう、期限付きで要求する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「オランダの年金基金による責任投資の合意(Dutch Pension Fund's Agreement on Responsible Investment)」はこのアプローチの導入を求めている。ある基金はこれを利用し、Vale(投資先企業)に2019年のダム決壊事故の救済を行うよう圧力をかけた。14ページ参照。
c. 影響力を行使し、投資先企業が救済の約束を実行に移すよう務める。	<ul style="list-style-type: none"> 影響力を行使し、投資先企業が救済の約束を実行に移すよう務める。 投資先企業に、是正措置計画の策定を提案する。 	<ul style="list-style-type: none"> FSIが、借金による束縛などの強制労働で非難された投資先企業とのエンゲージメントを継続した結果、1万1千人の労働者が手数料の救済を受けた。14ページ参照。

d. エスカレーション	<ul style="list-style-type: none"> 投資先企業が非協力的な場合、救済の提供に向けてさらに大きな影響力を行使するため、エンゲージメントのエスカレーションに備える。投資撤退が救済につながることはほぼないため、最後の手段と見做すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> Paedagogernes Pensionは、5年以上にわたるAmazonとの労働組合および団体交渉に関するエンゲージメントで結論が出なかつたとして、Amazonから投資を撤退した。17ページ参照。
e. 問題の報告と追跡	<ul style="list-style-type: none"> 投資先企業に対して、現代奴隸の問題を報告・追跡するシステムを構築および維持して、適切な情報開示制度を遵守し、リスクの特定および救済アプローチを改善するよう要求する。 	<ul style="list-style-type: none"> Bluescopeは、審査したサプライヤー数、サプライヤーのリスクスコアの変化、受け付けた苦情とその結果、研修、社内監査、オンライン評価などの現代奴隸関連の指標を報告した。18ページ参照。
3. 対応後 – 問題から教訓を得て、今後は適切に回避できるよう投資先企業を支援する	<ul style="list-style-type: none"> 投資先企業が苦情および苦情処理方法を見直し、将来的な同様の侵害の再発防止策を講じるよう促す。 	<ul style="list-style-type: none"> Woolworthsが雇用手数料に関するサプライヤーとエンゲージメントを行った結果、このサプライヤーは人材派遣会社の評価チェックリストなどの管理策を導入し、採用方針を更新し、労働者の使用言語に翻訳された苦情処理手順を整備した。16ページ参照。

本報告書の最後では、投資家による救済の提供または実現を支援するために以下のような具体的な提案を行っている。

- 適切な国際的枠組み(国連の指導原則など)、および人権デューデリジエンス法などの国内法を含む、救済の提供または実現における企業の既存の義務を理解する。
- 影響力を最大限に行使して企業行動に影響を及ぼし、救済の提供を効果的に促す。これには投資先企業との強力な関係の活用、同業他社およびそのほかのステークホルダーとの協力、エンゲージメントのエスカレーション準備などが含まれる。協働的および集団的な取り組みに関する詳細は、25ページの投資家向けクイックリファレンスを参照のこと。
- 上記の表で説明している救済プロセスの各段階において企業に働きかけを行う態勢を整える
- 救済エコシステムの強化に向けて幅広いステークホルダーとの協力関係を検討し(政策立案者や政府に救済提供の効果的な枠組みを訴えるなど)、集団的な救済制度など、救済を実現または提供するための革新的な取り組みに参加する(21ページ参照)。



03 | はじめに

強制労働、児童労働などの形態の現代奴隸は、
基本的人権の侵害であり深刻な問題である。

現代奴隸は、すべての国、地域、企業、サプライチェーンに影響を及ぼす。
最新の「現代奴隸制の世界推計」報告書によると、2021年の時点で
2,760万人が強制労働を課され、うち330万人が子どもだという²。
2016年から270万人増加している。

強制労働の大半は、サービス、製造、建設、農業、家事労働といった民間部門で発生している。移民の成人労働者は、非移民の成人労働者に比べて強制労働の被害者になる可能性が3倍高く、搾取の影響を受けやすいことが浮き彫りになっている。

企業および機関投資家は、企業の責任として人権を尊重しなくてはならない。国連のビジネスと人権に関する指導原則(UNGPs:UN Guiding Principles on Business and Human rights)などの国際的な規範および枠組みが、法律として成文化されるケースが増えている。さらに、多くの法域において人権の重視が立法上の優先事項になりつつある。英国とオーストラリアは情報公開法により、企業および投資家に対し、現代奴隸リスクを特定し対処するために講じている措置の報告を義務付けている。フランス、ドイツ、ノルウェーは人権デューデリジェンス法によって、企業にバリューチェーンにおけるデューデリジェンスを実施し、人権への負の影響を救済するよう義務付けている。欧州連合(EU)は今年はじめにコーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令(CSDDD)を採択しており、EUの全加盟国が、近く特定の企業に対して人権および環境デューデリジェンスの実施を義務付ける国内法を制定することになる。

現代奴隸リスクへの対処を怠った企業は、増大する法的や財務的な責任、社会的評価への責任などに直面することになる。投資家は資本の管理者として、人権への影響に対する補償および解決策を提供するために、救済を実現し、ベストプラクティスを促進するという重要な役割を担っている。企業と投資家が協力すれば、人権への影響を軽減および防止し、侵害が生じた場合には救済の提供または促進を実現できる可能性が高まるだろう。



Note 救済とは

救済とは、事業活動の結果として生じた人権への影響に
対して、補償または解決策を提供することである³。謝罪、将来的な
侵害の防止、金銭または金銭以外の補償、健康サービスへのア
クセス、影響を受けた個人の帰国支援、そのほかの両当事者が合意した
救済方法など、救済にはさまざまな形がある。労働者など影響を
受けたステークホルダーの意見を踏まえた措置を取るべきである。また、
救済措置の最終的な目的は償うことであるため、常に救済が十分かつ
適切であるよう注意を払わなくてはならない。将来的な侵害の防
止および軽減も、救済の重要な部分である。対応策として、デューデリ
ジェンスの実施を通じた労働者をリスクにさらす可能性のある事業
慣行の検出、そうしたリスクを軽減する追加の保護措置の導入など
が実施される場合がある。

グリーバンス・メカニズムは、対応全般および救済システムに加え、人権侵害を軽減し、発生を防止するうえで極めて重要である。投資家は、ポートフォリオ内の主な現代奴隸リスク、リスクとの関係性、救済を実現するための選択肢を把握して、投資先企業を支援する態勢を整えておかなくてはならない。

投資家はさまざまな方法で救済を実現させることができる。人権問題の発見前後および対応中に救済提供に向けて投資先企業を支援する際には、おそらく企業とのエンゲージメントが発点となるだろう。エンゲージメントを行っても投資先企業が侵害を受けた労働者に救済への効果的なア
クセスを提供しない場合、投資家はより積極的なオーナーシップアプローチの採用を検討することができる。これは経営幹部や取締役会との会合の要求、ほかの投資家との連携、投資先企業に関する懸念の表明、解決策の提案、議決権行使を通じた意見表明などであり、最終的に選択肢がなくなつた場合には、措置を講じようとしている企業の持分売却(ダイベストメント)も検討対象となるだろう。本ガイドでは、投資先企業の救済提供を促進または要求するうえで望ましい行動を提案している。可能な範囲で投資家、金融機関、投資先企業のベストプラクティスに関するケーススタディを紹介し、この提案について説明している。

04 | 投資家の責任

投資家の人権への影響の関係

投資家は、事業や投資ポートフォリオを通じて人権への負の影響に関与する可能性があるため、救済の提供または実現に対し責任を負っている。

UNGPs (UN Guiding Principles on Business and Human rights:国連ビジネスと人権に関する指導原則)は、人権尊重に関する企業責任におけるグローバル基準となっている⁴。機関投資家⁵を含む企業が、人権を尊重し、人権への影響に関与した場合にはそれに対処すべきであると定めている⁶。UNGPsは、企業に次のことを提唱している。(1) ポリシー制定によるコミットメントを行い、(2) 人権への影響を特定、防止、軽減し、その対処方法に責任を持つという人権デューデリジェンスプロセスを導入し、(3) 引き起こした、または助長した人権への負の影響に対する救済プロセスを導入する⁷。

人権への影響の救済において投資家がどのような役割を担うかは、侵害を引き起こした事業活動との関係性によって決まる。UNGPsは、侵害を「引き起こす」「助長する」「直接関連する」にそれぞれ区別している⁸。投資家は、人権デューデリジェンス⁹を実施して、侵害との関係性を理解することができ、それによって救済で求められる役割が明らかになる。

UNGPsのほかにも、フランス、ドイツ、ノルウェーにおける人権デューデリジェンス法や、CSDDDに従いEU加盟国が導入する国内法で人権への影響に対処する企業責任が規定されるケースが増えている(詳細は附属書1を参照)。

投資家と侵害の関係は時間と共に変化するため、投資家が侵害を助長したのか、直接関連しているのか判断しにくいこともある。いくつかの事例から、時に投資家は上場株式および債券への投資を通じて侵害を助長することが分かっているが、最新の見解および関係性の性質を踏まえれば、上場株式および債券投資家は侵害と直接関連する可能性が高い。今後は、関与の度合いまたは性質を判断する際には、投資家が、投資先企業が侵害を引き起こすのをどの程度促したのか、投資家が侵害を知っておくべきだったか(人権デューデリジェンスの責任を果たしていたかなど¹⁰)、どのような対処方法を講じていたかなどの点を考慮する必要性が増すだろう。特に投資家は、侵害と直接関連しているのであれば救済を実現させる方法を把握しておくことが重要になる。実現を怠ったことが、将来的な侵害を助長し、救済の提供に責任を負うことになる要因となる可能性があるためだ。

	侵害を「引き起こす」(causing)	侵害を「助長する」(contributing)	侵害と「直接関連する」(being directly linked)
定義	投資家は、自社事業において、従業員の搾取などの侵害を引き起こすことがある。また、所有または支配する投資先企業への投資を通じて侵害を引き起こすことも考えられる ¹¹ 。そのため、投資先企業の株式の保有割合が、投資家と侵害とのつながり、および侵害に対して講じるべき救済措置の種類を判断するうえで重要な可能性がある ¹² 。	投資家は事業活動、または投資先企業が侵害を引き起こすことを誘発または促進する取引関係もしくは投資活動を通じて、侵害を助長することがある ¹³ 。	投資家は投資活動を通じて侵害と直接関連する ¹⁴ 。特に、侵害を引き起こす、または助長する投資先企業の少数株主持分を保有している場合はこれに該当する。
対処方法	投資家が侵害を引き起こした場合、その被害者救済に直接関与することが期待される ¹⁵ 。	投資家が侵害を助長した場合、その被害者救済に直接関与し、さらに他の侵害を引き起こした主体に対しても被害者救済を促すよう、自らの影響力を構築し行使することが期待される ¹⁶ 。	投資活動を通じて人権への悪影響に「直接関連している」場合、投資家は、侵害を引き起こしたまたは助長した他の主体に対し、被害者救済を促すために、影響力を構築・行使することが期待される。この「直接関連」のケースにおいて、投資家は、被害者に救済を提供することまでは期待されていないが、被害者が救済を受けられるよう一定の役割を果たしうる ¹⁷ 。

注: 救済については、①侵害を受けた被害者の救済、②企業等による侵害行為の是正(再発防止策)の2つの側面があるが、この表は①に特に焦点を当てて対処方法などを記載。

05 | 事業リスクへの対処

事業活動全般で効果的に現代奴隸リスクに対処していない投資家および企業は、法的や財務的なリスク、社会的評価へのリスクなどにさらされる可能性がある¹⁸

特に規制リスクが高まっている。現代奴隸の情報開示法は、救済措置に関する報告義務を厳格化しており、人権デューデリジェンス法は、影響を受けたステークホルダーが企業や投資家に対して苦情を申し立てる新たな方法を提供している。近い将来、オーストラリアの2018年現代奴隸法のような現代奴隸に関する情報開示法が、現代奴隸の問題およびグリーバンス・メカニズムに関する報告、デューデリジェンスプロセスの導入を義務付けるようになり、制裁金を導入してコンプライアンスの改善を図るかもしれない¹⁹。中でも、最近採択されたEUのコーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令(CSDD)は、対象企業に、人権への負の影響を救済し、効果的なグリーバンス・メカニズムを構築して潜在的リスクを特定するよう義務付けている²⁰。(法的リスクに関する詳細は附属書2を参照)

救済措置を要求する輸入禁止措置や規制も増加傾向にある。米国の1930年関税法の下で、米国国土安全保障省 税関・国境取締局(CBP)は、強制労働によって生産された製品に対して違反商品保留命令(Withhold Release Orders:WRO)を発出し、輸入を差し止める権限を与えられている。WROの修正または撤回には、製品の生産過程でもう強制労働が行われていない証拠をCBOに提出することが条件となっている²¹。実際、Naatchi ApparelやTop Gloveなど最近WROが発出されたケースでは、WROの修正前に救済措置の実施が必要であることが示されている²²。

迅速かつ効果的な措置を講じて救済を提供または実現しなければ、社会的評価へのリスクおよび金銭的なリスクも高まる可能性がある。現代奴隸の疑惑が生じれば、常にメディアの監視にさらされるようになり、侵害に対して適切な救済措置を講じなければメディアに格好の材料を与えることになる。これが第三者からの訴訟リスクの増大につながる場合もあり、高額の費用を要し、混乱を招き、解決まで何年もかかる恐れがある。



企業ケーススタディ

FGV – マレーシアのパーム油部門における強制労働への継続的な対処

マレーシアのパーム油精製業者であるFelda Global Ventures (FGV)は、ウォール・ストリート・ジャーナルによって強制労働と人権侵害の疑いが報じられた後、2015年に持続可能なパーム油のための円卓会議RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil) の調査対象となった。調査によって、FGVの従業員の中で強制労働が生じていることを示すいくつかの指標身分証明書類の取り上げ、移動の自由および契約の自由の制限、劣悪な生活および労働環境など)が明らかになったことを受け、RSPOは2018年に、関与したFGVのプランテーションの認証を停止した。

2018年、FGVの株価は3分の2以上下落し、Nestle やUnileverなどの一部大手取引先が取引を停止した²³。FGVは、RSPOの調査結果に対処するために一定の対策を講じていたが、CBPは2020年、強制労働の指標が明らかになったことを根拠に同社が製造したパーム油に対して WRO を発出した。この動きを受け、FGVの株価は10%近く落ち込んだ²⁴。FGVは2021年、WROを受けて、労働力の搾取を示すすべての事業慣行を除外し、業務運営を評価する外部の監査人を雇い、救済計画を立ち上げるというコミットメントを次々に打ち出した。2023年、FGVは現・元労働者が支払った雇用手数料の2,490万米ドルを返金し、さらに1,824万米ドルと670万米ドルを拠出し、特定の労働者グループへの返金に使用すると発表した²⁵。



06 | 投資先企業による救済措置の実現

影響力の行使、エスカレーション、投資撤退 (ダイベストメント)

影響力とは、投資家が、侵害を引き起こす、または助長している投資先企業の事業慣行を変えさせる力を有する場合に存在しているものである²⁶。影響力は、アセットオーナーとアセットマネージャー間の関係にも存在している。

投資家は以下の方法で、投資先企業に対する影響力を構築し行使することができる。

- ・ 株式の保有、所有権の行使を通じたエンゲージメントによって、投資先企業への商業的影響力を行使する。
- ・ 能力開発、意識向上、そのほかの形態のサポートを提供し、投資先企業への影響力を構築する。調査によると、投資家が課題と投資先企業の両方を十分理解し、行動を起こすメリット(または起こさないリスク)を説得力をもって伝えることができれば、投資先企業がエンゲージメントに反応する可能性が高まるという²⁷。

- ・ 投資家と投資先企業の関係の長さ、深さ、性質によって、必要に応じて活用できる影響力を増すことができる。
- ・ ほかの投資家、同じ業界の企業、市民社会団体や労働組合などのステークホルダーと連携することで、投資先企業の行動に対する影響力を増したり、行動を誘導または調整したりすることもできる²⁸。

アセットオーナーは以下の方法でアセットマネージャーへの影響力を行使できる。

- ・ 選定および継続的な監視プロセスの一環として、現代奴隸リスクの特定および管理について質問する。
- ・ 現代奴隸リスクに関する要件を投資マンデートに組み込む。

投資家が取りうる投資先企業に対するエスカレーションの選択肢については、17ページで解説している。





投資家ケーススタディ コラボレーションを通じた影響力の構築

調査によると、さまざまな株主の強力な総意があるエンゲージメントを実施すれば、企業が行動への要求に応える可能性が高まるという²⁹。

投資家コミュニティ内にはいくつか革新的なコラボレーションがみられ、これを活用して企業に対する影響力を構築し、効果的に救済の実現を図ることができる。以下のリストは現行のイニシアチブの一例である。

- **IAST APAC(アジア太平洋地域の奴隸と人身売買に反対する投資家グループ):**IAST APACはマルチステークホルダーの取り組みであり、49の投資家のほか、非政府組織(NGO)、業界団体が参画している。政策提言に加え、事業およびサプライチェーン上の現代奴隸の発見、解決、防止を促進する企業とのエンゲージメントを重視している。オーストラリアとアジアの一般消費財、生活必需品、テクノロジー、ヘルスケアセクターの上場企業24社を対象に活動を行っている³⁰。
- **CCLAのFind It Fix It Prevent Itイニシアチブ:**この協働エンゲージメントは、強制労働の根絶と人身売買の終結を目指している国連の持続可能な開発目標(SDGs)の目標8.7を支援するために発足された。イニシアチブの企業エンゲージメント・ワーク・ストリームは、企業の現代奴隸の発見、解決、防止プロセスの構築と導入を支援しており、毎年進捗状況を報告している。対象のホスピタリティ企業のうちの1社が強制労働指標から高リスクであると明らかになったことを受け、当該企業が影響を受けた当事者への救済方法を見出し、現代奴隸の特定プロセス実施を強化するよう支援する方向へとエンゲージメントが進展した³¹。
- **Stewart Investorsの半導体サプライチェーンにおける紛争鉱物への取り組み:**スズ、タンタル、タンクステン、コバルト、金など電子製品製造において極めて重要な鉱物の主な採掘場所は、暴力や人権侵害がまん延する地域である。サプライチェーンが不透明なため、世界のサプライチェーンからこうした地域で調達された鉱物を除外することは単純ではない。2021年に発足し、160のメンバーから支持されているこの協働エンゲージメントは、半導体サプライチェーンの透明性の向上を目指している³²。2024年 Stewart

Investorsは、投資業界の影響力を一層活用して責任ある鉱物調達を促進するために、責任ある鉱物イニシアチブ(RMI)投資家ネットワークを立ち上げた³³。

- **責任投資原則(PPI)Advance:**250以上の投資家が支持するイニシアチブであり、スチュワードシップを通じた人権促進および正の社会的成果を追求している。主に、UNGPsの全面的な導入、政治的エンゲージメントと人権尊重に対する責任の整合、事業およびバリューチェーン全般におけるもっとも深刻な人権問題への対応のさらなる前進などを企業に求めている。現在、金属・鉱業および再生可能エネルギーセクターの企業40社を、フォーカス企業としている。
- **PRIの責任あるコバルト調達 – 人権デューデリジェンス強化への取り組み:**2018年から2020年にかけ、本イニシアチブの下で投資家はエレクトロニクスおよび自動車セクターの企業16社を対象に、コバルト調達慣行に関するエンゲージメントを実施し、人権リスク評価、デューデリジェンス、影響監視、是正措置(救済措置を含む)、連携の強化に努めた¹。このエンゲージメントにより、サプライチェーンに関する方針または規範を採用する企業数は25%増加し、81%の企業が人権尊重を公約し、1社は影響を受けた当事者への救済を約束した。
- **Rathbonesの協働的キャンペーン、Votes Against Slavery:** Rathbonesは2019年、協働的キャンペーン「Votes Against Slavery」を立ち上げた。2022年までに122の投資家が参画している。投資家の参加と投資先企業に対する影響力の増大を促すため、RathbonesはPRI協働プラットフォームで本キャンペーンを公開し、投資家の支援を呼びかけた⁹⁸。同社はこの間、エンゲージメント対象とする22社のうち18社と面談し、上級管理職が参加する中、現代奴隸の表明について充実したやり取りを行った。2020年12月31日には、22社のうち20社がエンゲージメントを直接的な原因として要求に対応している⁹⁸。さらに2021年には、エンゲージメントを行っていた投資先企業のうちの1社で、労働者への給料未払いが発生していることを突き止めた。その結果、当該企業はこの問題を見直し、給料の支払いプロセスを強化した。Rathbonesは、当該企業によるこの問題の報告を待って、さらなる救済を求めて反対票を投じる必要があるかどうか判断するとしている。

グリーバンス・メカニズム(苦情処理メカニズム)

グリーバンス・メカニズムとは、事業活動により負の影響を受けたステークホルダーがアクセスできる正式な苦情処理プロセスを指す。グリーバンス・メカニズムは、人権リスクおよび影響の検出、対応策および救済の提供における重要要素である³⁴。組織全体としては、投資家は独自の効果的なグリーバンス・メカニズムを導入し、人権への負の影響(自社従業員への差別など)を引き起こした、または助長した場合の救済提供を行うべきである³⁵。一方、現在多くの投資家が、事業レベルのグリーバンス・メカニズムを導入し、メカニズムを通じて受け付けた苦情に対処する責任を投資先企業のみに負わせている³⁶。しかし、このアプローチは、侵害との関係次第で投資家の立場を弱くする可能性もある。救済プロセスの重要な部分への関わり(影響を受けたステークホルダーとの対話)はなくなるが、救済実現の責任そのものはなくならないからだ。経済協力開発機構(OECD)は、アセットオーナーとアセットマネージャーが、影響を受けたステークホルダーが投資先企業の実際の、または潜在的な影響について報告を受けることができるようになることを提案している³⁷。また、OECDは投資家に対して、実務レベルのグリーバンス・メカニズムを通じて、影響を受けたステークホルダーと協力するようにも促している。

投資先企業による救済措置の実現

投資家は、個別または共同で影響力を活用し投資先企業に影響を及ぼすことで、救済措置の実現に寄与することができる³⁸。通常、投資家は企業とのエンゲージメントを通じて投資先企業に影響を与えるが、より大きな影響力の行使が必要な場合には、「影響力の行使、エスカレーション、投資撤退」のセクションで説明した、より強力な手段の利用を検討することもできる。

投資家は救済プロセスのさまざまな段階でエンゲージメントを実施することで、現代奴隸を引き起こした、または助長した投資先企業による侵害の救済を実現することができる。

- 問題の発見および救済の提供前 – 投資先企業が問題を引き起こす、または助長することを防ぎ、グリーバンス・メカニズムの導入など、問題の発見および解決に向けて準備するよう促す。
- 問題の発見後、救済プロセス中 – 救済プロセスの各段階を通じて投資先企業を支援する
- 救済提供後 – 投資先企業が教訓を得て、問題の再発を防止するため改革を実行できるよう支援する。



投資家ケーススタディ 投資家やその他の金融機関の グリーバンス・メカニズム

Asia Debt Management Hong Kong Limited (ADM) は、同社が関与した可能性のある商業活動によって負の影響を受けたステークホルダーが利用できるグリーバンス・メカニズムを導入した³⁹。ADMは、苦情の受け付けから3カ月以内に対応するという方針を掲げている。

Australia and New Zealand Banking Group Limited (ANZ) は、2021年に人権に関するグリーバンス・メカニズムを導入した⁴⁰。このメカニズムは、同行の機関または法人向け融資の顧客によって人権に影響を受けた可能性のある個人またはコミュニティから苦情を受け付けるものである。グリーバンス・メカニズムの設置にあたっては、ANZは苦情解決の枠組みを提供しており、獲得した有益な情報を用いてデューデリジェンスプロセスの強化を図っている⁴¹。

このグリーバンス・メカニズムは、影響を受けた当事者、ANZ、ANZ顧客間の対話を促進している。これを通じて、ANZは人権の影響との結びつき、および救済への貢献を検討し、顧客への影響力をを利用して国連指導原則の要件を満たしている。

Belgian Investment Company for Developing Countries (BIO)のグリーバンス・メカニズムは、同社が資金提供したプロジェクトによって影響を受けた、または影響を受ける可能性のあるステークホルダーに対処するために設置された⁴²。影響を受けた当事者が救済を受けられるよう支援することを目的としている。BIOが負の影響を助長した、または助長した可能性がある場合、影響力を行使して残りの影響を軽減する。

Climate Fund Managersは、事業またはプロジェクトに関連する意見、懸念、苦情を伝えることを希望するあらゆる当事者が利用できる直接的なグリーバンス・メカニズムを提供しており、20営業日以内の対応を約束している⁴³。

Sweef Capitalは、負の影響を受けた、または環境や社会的配慮、事業、投資案件に関連する不満を持つステークホルダー向けに、匿名でのグリーバンス・メカニズムを提供している⁴⁴。

Sycomore Asset Managementは、最近、ステークホルダーが同社の投資案件に関してフィードバックできるよう、グリーバンス・メカニズムの開発に乗り出した⁴⁵。

問題が発見される前の救済策準備

投資先企業が現代奴隸の発生を防止し、発見した場合の効果的な救済に向けて準備できるよう、投資家は重要な提案を行うことができる。

投資家は以下のような行動を検討できる。

- 投資先企業に対し、苦情処理方針の導入を含む幅広い対処および救済の枠組みを採用し、内部通報システムなどの救済ルートを導入し、外部監査を実施し、是正措置計画を効果的に実施することの重要性を説明する。
- 投資先企業に対し、対サプライヤーの責任ある購買慣行(責任ある価格設定、サプライヤーへの合理的な支援の提供、責任ある変更指示など)に取り組み、サプライヤー契約において従来の契約条項上の救済よりも実際の人権救済を優先するよう提案する⁴⁶。
- 投資先企業に対し、個別の事業レベルのグリーバンス・メカニズムを設置する、またはUNGPsの法律や司法に頼らないグリーバンス・メカニズムの実効性の要件(正当性がある、アクセスできる、予測可能である、公平である、透明性がある、権利に矛盾しない、継続的学習の源となる)および企業のメカニズムの要件(エンゲージメントと対話)に従った、集団的な苦情解決プラットフォームに参加するよう求める⁴⁷。さらに、より広範な救済の原則や要件に対するアプローチを検討するよう推奨する⁴⁸。
- 救済が必要になった場合に提供できるよう、投資先企業と追加リソースを共有する。これには優れた慣行のケーススタディ、信頼できる第三者の専門家、救済提供におけるガイダンスなどが含まれる⁴⁹。
- 投資先企業に、可能な限り投資家が救済の実現を求めるなどを、しっかりと認識させる。

投資先企業に、現代奴隸の問題が見つかった場合には投資家に報告し、投資家が要求するあらゆる関連情報を提供するよう期待していることを伝える。これには、(1) サプライチェーンにおける問題を含む問題の対処または除去に向けてあらゆる合理的な対策を講じる、(2) 問題を引き起こした、または助長したのであれば、救済に向けたあらゆる合理的な措置を講じる、(3) こうした対策や措置に関して投資家と相談し、詳細な最新情報を提供することなどが含まれる⁵⁰。



投資家・企業ケーススタディ 準備段階における救済の実現例

カナダの輸出信用機関であるカナダ輸出開発公社(EDC)は、人権リスク管理アプローチの一環として「影響力と救済に関する原則(Principles on Leverage and Remedy)」を策定した⁵¹。救済の実現に特化した原則は、以下のような項目を含んでいる:

- 救済へのコミットメント** – 負の影響が生じた場合、EDCは影響を受けたステークホルダーの救済に重点的に取り組む。
- 救済の準備** – 影響が生じる可能性がある場合、EDCは、顧客など関連する当事者に、影響を受けたステークホルダーへの救済を提供する用意があるかどうかを評価する、または準備態勢を強化するための措置を講じる。
- 救済における適切な役割** – 深刻な影響に対処する際、EDCは侵害との関係および救済への責任を評価し、適切な措置を講じる。

FEDCの投資部門であるFinDev Canadaは、救済の実現における役割をより積極的に果たしており、影響力を行使して、責任を負うべき当事者が適切な形態の救済を提供するよう促している⁵²。

Finnish Fund for Industrial Cooperation(Finnfund)は、影響力を行使して侵害を受けた人々が効果的に救済にアクセスできるよう取り組んでおり、人権への負の影響に対処するよう促している。Finnfundは資金提供先の企業に対して、効果的な事業レベルのグリーバンス・メカニズムを適切に導入し、救済への非司法的アクセスを促進するよう求めている⁵³。

M&Gは、ポートフォリオ企業による現代奴隸の特定および救済を支援することで、救済を実現させている。CCLAのFind it, Fix it, Prevent itイニシアチブと連携し、効果的な指標を設定するなど、現代奴隸撲滅に向けた業界の取り組みを支援している⁵⁴。

Unileverは、自分たちが人権への影響を直接引き起こした、助長した、または直接関連している場合に、救済を実現することの重要性を認識している。効果的なグリーバンス・メカニズム、および適切であれば救済へのアクセスを提供することで、実現を支援している。その一つが企業ベースのグリーバンス・メカニズムであり、サプライヤーに対して、透明性があり、公平で、匿名のグリーバンス・メカニズムを労働者に提供するよう求めている。

問題が発見された時の救済の実現

投資家は、投資先企業が人権への負の影響を引き起こした、助長した、または直接関連している場合、投資先企業とのエンゲージメントを実施して救済措置を実現しなくてはならない⁵⁵。特に、投資先企業を介して投資家が侵害と関係している場合には、影響力を行使または構築して救済を実現すべきである。これには、UNGPsの実効性の要件を満たす個別の事業レベルのグリーバンス・メカニズムを導入する、または集団的な紛争解決プラットフォームに参加するなど、投資先企業に求める水準を強化することが含まれる⁵⁶。

The Walk Free と Human Rights Resources and Energy Collaborative (HRREC) の「現代奴隸への対処と救済の枠組み (Modern Slavery Response and Remedy Framework)」⁵⁷は、グリーバンス・メカニズムを通じて苦情を受け付けた後、または社会的責任監査などの手段を通じて影響を発見した後に、すべての企業が以下を行うよう、定めている。

1. 調査と検証
2. 侵害の救済
3. 将来的な侵害の軽減および防止
4. エスカレーション
5. 問題の報告と追跡
6. 見直し

この枠組みは、投資先企業が現代奴隸の問題を発見した場合、具体的にどのような質問をするかなど、救済の実現に向けて投資家が何をすべきかを理解するための有益な仕組みを提供している⁵⁸。

1. 調査と検証

投資先企業は、労働者が侵害を被ったという申し立てを受けた場合、または労働者へのリスクがあることを確認した場合、調査に向けた措置を講じるべきである⁵⁹。また、申し立てを調査していることを投資家に広く通知することが望ましい。

投資家は、投資先企業に対し、苦情を調査・検証するために以下の行動をとるよう促すことができる:

- 苦情の受け付けをタイムリーに認識する⁶⁰。
- 苦情の一次評価を実施し、優先順位と対処法を判断する⁶¹。
- 担当する責任者(責任者がない場合)に苦情を割り振り、社内の関連するすべての人々に報告する。
- 苦情申立人に、苦情処理プロセスについて説明する⁶²
- どのような人権侵害があったか、問題行為が行われた可能性があるか、自分たちが侵害を引き起こした、または助長したかどうかを特定する⁶³。

この段階では、投資家は以下によって投資先企業を支援できる(侵害の大きさや深刻度、利用できるリソースによって対処方法は異なる)。

- 問題のない範囲であらゆる苦情または侵害の詳細情報を共有するよう依頼する。
- 苦情の申し出や問題の発見は有益であり、投資家に、影響を受けたステークホルダーを最優先にした救済の実現に向けて協力する用意があることを明確にする。
- 投資先企業に期待することを明確に伝える。
- 雇用手数料の支払いを禁じた雇用方針など、苦情および問題に対処するためにはどのような方針やプロセスを導入しているかを把握する。
- 対話または仲介プロセスへの参加を申し出る⁶⁴。
- 調査または検証の実施に役立つ、業界イニシアチブ、コンサルタント、市民社会団体、労働組合、そのほかのステークホルダーを紹介する。



Note

そのほかにも、侵害を引き起こした、または助長した投資家は救済を支援するために下のことができる。:

- 適切であれば、苦情申立人と話をして苦情の内容を理解し、その意見を投資先企業に知らせる。
- 侵害を助長した可能性のあるほかの会社に働きかけ、侵害の防止および救済に貢献する。

救済実現において大きな障害となるのが、投資先企業が社内調査と対応を終えるまで、投資家との苦情または侵害の発見に関する情報共有を拒むケースである。このような場合、投資家は以下に務めるべきである。

- 侵害を拡大させず、救済を妨げないという点から可能であれば、問題を直接調査するか、ほかの情報源(市民社会団体および労働組合を含む)から問題に関する詳細情報を入手する、または両方を実施する(例として、日本の大手自転車部品メーカーが社内の調査チームを任命した以下のケーススタディを参照)。
- 投資先企業にプロセスに関する詳細情報の提供を求める。これには調査アプローチ、関与するステークホルダー、救済の検討方法、初期の調査結果の共有時期などが含まれる。

適用される情報開示や人権デュー・ディリジェンスの法規制に言及し、投資家が救済プロセスをどのように支援できるかを理解するために情報を必要としていることを指摘した上で、取締役会に情報要請をエスカレーションすることも選択肢である。



企業ケーススタディ サプライチェーンでの強制労働および 児童労働疑惑に対する各企業の調査

- 2023年12月、ニューヨーク・タイムズ紙は、複数の大企業が米国サプライチェーンにおける児童労働の使用を社会監査で発見できなかったとする記事を掲載した⁶⁵。この問題に結びついているサプライヤーの1社であるMondelez Internationalは、そのサプライヤーに対して情報を提供し、同社が期待すること、契約上の義務、そのほかの適切な要件を確実に遵守するために行動を起こすよう働きかけた。さらに同社は、サプライヤーに対して、社内プロセスの改善策に関する最新情報を提供するよう依頼した⁶⁶。
- 同じ児童労働疑惑のサプライチェーンを持つDarigoldは、侵害行為の疑いが発生した農園を特定し、農園主およびそのチームと連携して是正措置を講じていると説明した。この農園は再び監査され、各シフトの労働者との面談を含むよう監査手順が変更された。最終的にDarigoldは、同様の問題に遭遇したことのある食品サプライチェーン内のほかのステークホルダーともエンゲージメントし、関連情報を収集した⁶⁷。
- 2023年12月、日本の大手自転車部品メーカーがマレーシアのサプライヤーに、身体的虐待、雇用手数料、給料の違法な減額などの強制労働に関連する行為に関与していた疑惑が浮上した。この疑いを受け、同メーカーは同サプライヤーに対して調査を実施して、この問題に対処するよう要求した。さらに同メーカーは幹部が率いる社内調査チームを設置して、同サプライヤー、その人材派遣会社、移民労働者など関連する当事者から話を聞き、直接調査を行った。
- BPの現代奴隸リスクに関する表明は、さまざまな調査を踏まえて策定されている。その一つが、給料の未払い、時間外労働、休日労働に関する労働者からの苦情を受け、アゼルバイジャンで実施した労働者の権利および現代奴隸に関する評価である。同社は、苦情の裏付けを取り、ほかの問題も特定した。この問題にもその後対処している。そのほか、メキシコ湾沖合における労働者のシフト延長に関する懸念を受けて調査を実施し、労働者63人のシフトが延長されていたことを確認し、この問題への対策を講じた⁶⁸。2022年、BPが3つの造船所候補を対象に契約前のサプライヤー評価を実施したところ、雇用手数料、方針の不備、不適切な下請け業者の監視・監督プロセスなどの点で要件を満たしていないことが明らかになった。この調査結果を踏まえて同社は、サプライヤーと協力して関連する問題に対処した⁶⁹。
- 米国のTargetは、強制労働を特定し排除するために、NGOおよび市民社会団体と連携し、監視手順および実効性の改善を図っていると公表した。2018年、NGOのTransparentemから、以前取引していたマレーシアのサプライヤーにおいて強制労働が確認されたとの情報を受け、Targetは当該サプライヤーのほかの顧客および外部の専門家と連携してこの問題を調査した。その後、この問題についても是正措置を策定し、導入した⁷⁰。
- Decathlonの事例も、非営利団体との連携によって現代奴隸の問題を調査したものである。2019年、同社はタイにあるサプライヤーの拠点でVeritéと共同調査を実施し、雇用手数料に関する複数の問題を特定した。同社はこの調査結果を踏まえ、サプライヤーと協力して長期の是正計画を策定した⁷¹。

2. 侵害の救済

調査完了後、投資先企業は対処方法を判断し、救済策を提案し、必要に応じて苦情申立人などのステークホルダーの同意を求めるべきである⁷²。

投資家は、対処および救済の段階で投資先企業が以下を行うよう促すことができる。

- 決定の理由を明らかにし、その決定に至った経緯、および苦情が認められたかどうかを苦情申立人が理解できるようにする⁷³。
- 苦情が認められた場合は、十分な救済を提供する。救済は公平かつ現実的で、問題の深刻さに見合ったものでなくてはならない⁷⁴。補償の選択肢には以下のいずれか、または複数が含まれることがある(これに限定されるわけではない)。
 - 問題を認めて謝罪する
 - 侵害が発生した理由、および講じている再発防止策について説明する
 - 原状回復または補償
 - 該当する責任者の懲戒処分
 - 苦情申立人が必要としているサービスへのアクセスを促進する。これには医療支援、カウンセリング、心理社会的サービス、一時的な宿泊施設、入国管理やビザに関する助言、旅費などが含まれる
- 社内または外部のどちらに救済の見直しを要求するかを苦情申立人が選択できるようにする⁷⁵。独立性を確保するため、苦情に関与していない上位の責任者が見直しを行うべきである。外部の仲介を入れることが適切な場合もある。

この段階では、投資家は以下によって投資先企業を支援できる。

- ・市民社会団体、労働組合、およびそのほかのステークホルダーを紹介し、決定内容の説明、および救済の決定を支援する。
- ・内容および救済措置を広く外部に発信することの意義・重要性を強調する。



Note

そのほかにも、侵害を引き起こした、または助長した投資家は救済措置を支援するために以下ができる。

対話または仲介への参加を申し出る。

- ・苦情申立人と話し、提供されていれば、判断および救済に満足しているかどうかを確認して、企業が苦情処理の結果を改善するよう促す(十分な補償の提供など)。
- ・社内基準、保護の枠組み、利用できるサービスに関する情報を提供する。

投資家ケーススタディ

現代奴隸リスクと 雇用手数料の救済を重視した FSIのエンゲージメント

FSIは、労働集約型の製造プロセスを採用し、数多くの外国人労働者を雇っていると特定された、ある投資先企業にエンゲージメントを実施した⁷⁶。エンゲージメントの開始は2018年。この企業には、借金による束縛、時間外労働、パスポートの取り上げ、危険な労働環境などの疑いがあった。2020年に再び投資先企業と接触し、サプライチェーンにおいて現代奴隸リスクが高まっていることを指摘したが、返ってきた答えは限定的なものであった。FSIは、当該企業には厳格なサプライヤー方針がなく、監査結果が不十分であることにも気付いた。その後間もなく、米税関・国境取締局(CBP)が当該企業の子会社2社に対し、違反商品保留命令(Withhold Release Orders:WRO)を発出した。これを受けた投資家行動として、同社の最高財務責任者(CFO)との会合を設定して詳細情報を収集し、より良い事業慣行を推奨したほか、救済に向けて十分な資金を確保し、社内の労働基準を国際的ガイドラインと一致させ、幅広い抜き打ち監査を実施するよう促した。エンゲージメントの後で、FSIは引き続き金銭的救済の提供についてフォローアップを行った。その時点では、全11,000人の労働者分の補償に十分な金額と評価した。



投資家ケーススタディ カンボジアの砂糖プランテーションの 資金調達に対するANZの救済

2014年、OECDのオーストラリア連絡窓口(NCP)に、ANZがPhnom Penh Sugar Co. Ltd.の資金調達に部分的に関与し、OECD多国籍企業行動指針に違反したという訴えが提起された。Phnom Penh Sugar Co. Ltd.が行った砂糖プランテーションと精製所用の土地開発により、カンボジアの600世帯以上の家族が立ち退きを迫られ、土地を奪われていた。同社は、児童労働を利用し、危険な労働条件で数人の労働者が命を落としたという疑いも持たれていた⁷⁷。オーストラリア連絡窓口(NCP)は2018年に調査結果を公表し、ANZの人権関連の方針およびプロセスに不備があったと述べ、コンプライアンスおよびデューデリジェンスメカニズムを強化するよう提言した。この提言には、影響を受けた当事者への救済の提供が含まれていなかったため、大手NGOおよびANZの株主連合は、金銭的救済の提供を促す書簡をANZに送った。2020年に両当事者は合意に達し、ANZが融資から得た利益を、影響を受けたコミュニティに対する負の影響の救済に使用するなどの条件が盛り込まれた⁷⁸。



投資家ケーススタディ オランダの年金基金の合意 - 救済へのアクセスの促進

オランダの年金基金による責任投資の合意(Dutch Pension Fund's Agreement on Responsible Investment)」は、投資家の当事者に対し、「負の影響を引き起こした、または助長した投資先の上場企業が救済措置へのアクセスを提供するよう促す期限付きの要求を行うことで影響力を行使し、必要かつ可能であれば影響力を増大させる」よう義務付けている⁷⁹。この合意の当事者である基金のABPは、ブラジルのステークホルダーとの協議を通じて影響に関する理解を深め、投資先企業の一つであるValeに対し、2019年のダム決壊事故に影響を受けた人々に補償するよう圧力をかけた⁸⁰。

救済の実現方法を検討する中で、刑事訴訟または民事訴訟に関与している投資先企業とのエンゲージメントに備えることも投資家にとって重要である。新たに提起される苦情件数は、急速に増えている⁸¹。こうした状況を踏まえ、投資家は、企業に対して以下を想定しておくよう指摘すべきである。

- ・ 訴訟および申し立てを深刻に受け止め、すべての訴訟に誠実に協力する。
- ・ 情報の発見を遅らせる、または法定での誤った弁論などにより、被害者または苦情申立人による救済へのアクセスを阻む障壁を作らない、またはすでにある障壁を大きくしない。
- ・ 苦情申立人への十分な救済提供に向けて和解を検討し、すべての当事者が不必要的訴訟手続きおよび出費を回避できるようにする。
- ・ あらゆる合意を公表し、義務および救済措置に関する透明性を高める。

現代奴隸への救済を求める新たな判例が出てきている。投資先企業が苦情申立人に受け入れられる可能性の高い救済内容を判断する際には、投資家は、こうした救済の判例を活用して支援することができる。



企業ケーススタディ 裁判で判断または合意された 現代奴隸への救済例

2010年、米国司法省は、農作業のために米国に連れてこられたタイ人労働者に関する強制労働の疑いで、Global Horizonsの従業員を刑事訴追した。その後、この刑事事件は棄却されたが、米国雇用機会均等委員会 (EEOC) が2011年にこれに関連する2件の訴訟を起こし、最終的に7,658,500米ドルの侵害賠償金を原告に支払うよう命じる判決が確定した⁸²。

2008年、Signal Internationalを相手取り、嘘の約束によって米国に連れてこられて働かされたとする500人以上のインド人労働者を代表する集団訴訟が起こされた。訴えには人身売買、詐欺、差別が含まれていた。2012年にこの集団訴訟の認定は却下されたが、2015年に5名の原告による裁判が行われ、原告側が勝訴した。同社は、1,400万米ドルの侵害賠償金の支払いを命じられた⁸³。

2014年、リトニア国籍の複数の当事者が、人身売買を行ったとしてDJ Houghtonを訴えた⁸⁴。英国の高等法院は同社が労働者搾取を行っていたと認め、2016年に未払いの給料を補償するよう命じた。同社は補償と訴訟費用として100万英ポンド以上を支払うという和解に合意した。

2014年、エリトリア国籍の複数の当事者が、エリトリアにおいてNevsunの下請け業者が強制労働を利用したとして同社を訴えた。訴訟は何度か棄却されたが、Nevsunは原告側と和解した。和解金額は非公開である⁸⁵。

2014年、アンゴラの事業で人身売買および強制労働を行ったとして、Odebrechtがブラジルの検察当局に訴追された。同社は敗訴し、1,300万米ドルの侵害賠償の支払いを命じられた⁸⁶。

3. 将来的な侵害の軽減および防止

効果的な救済の提供には、侵害の再発防止も含まれる⁸⁷。そもそも侵害発生の防止を目指す「侵害発生前に救済を実現する」と、特定の侵害の再発防止を目指す「救済プロセス中に救済を実現する」には類似点がある。

投資家は、以下によって軽減および防止段階における投資先企業の対処を促すことができる。

- ・ 目標およびスケジュールが明確な是正措置計画の策定を推奨する。是正措置計画には、研修、スタッフの配置換えや解雇、デューデリジェンスおよびリーバンス・メカニズムの見直しおよび強化、そのほかの関連する方針・手順・慣行の評価および改善、ギャップ解消のための行動規範・契約・諸条件の更新などが含まれ
- ・ 同様の影響を防止し、より良い対処および救済を行うために、適切なステークホルダーと教訓を共有する。



企業ケーススタディ **Carrefour – シーフードの サプライチェーンにおける 強制労働リスクの軽減策**

シーフードのサプライチェーンにおける強制労働問題に関する Ocean Outlaw Projectの調査を受けて公表した声明文において、Carrefourは、以下のような、関連する人権および労働基準の遵守を徹底するための軽減措置、およびコミットメントについて述べている。

- ・ ハイリスクまたはリスクのある国の施設を対象とした、社会的責任監査の実施要件。
- ・ サプライチェーン内での社会的責任監査の実施をサプライヤーに要求する。
- ・ 自社事業に関連する警告を追跡および対処するタスクフォースを設置する。その役割には警告内容の調査、および適切な是正措置計画の導入の確認も含まれる場合がある⁸⁸。



企業ケーススタディ **Danoneによる、 児童労働・強制労働防止に向けた サプライヤー支援**

Danoneは、自社のサプライチェーンにおいて2022年に、給料の減額、雇用手数料、強制的な時間外労働、無給休暇を含む、7件の強制労働の事案があったと報告した⁸⁹。児童労働も1件含まれており、これは年齢検証記録が整備されてないことが原因だった。Danoneは、サプライヤーがすべての事案について是正措置を採用したことを示す証拠を検証し、引き続き、合意した期間で実施できるようサプライヤーと協力すると述べている。



投資家ケーススタディ **AllianceBernsteinによる、 児童労働のリスクに関する Hyundai Motorsとの エンゲージメント**

2022年に米国政府が、児童労働を利用した疑いでHyundai Motorの米国のサプライチェーンを調査しているとの報道が出たことを受け、AllianceBernstein (AB) はこの調査に関して同社とのエンゲージメントを実施した。Hyundai Motorsから書面で回答を受けた後、ABは2023年に同社との面談を設定し、この問題への同社の対処方法、透明性が高く効果的なサプライチェーン監視を徹底するためのプロセスおよび方針について掘り下げた議論を行った。同社は議論において透明性を確保していることを明らかにした一方、ABは同様の問題の発生リスクまたは今後起こりうる規制違反リスクを軽減するベストプラクティスを提案した⁹⁰。



企業ケーススタディ **マレーシアのサプライチェーンでの 雇用手数料支払い問題発覚をめぐる Woolworthsのフォローアップ**

Woolworthsがあるマレーシアのサプライヤーとのエンゲージメントを実施し、雇用手数料の問題への対処および救済を促した結果、このサプライヤーは同様の問題が今後発生しないよう管理策を策定した。これには、人材派遣会社を評価するチェックリスト、あらゆる雇用手数料または関連する手数料を労働者に請求することを禁じた雇用方針、移民労働者向けに翻訳した苦情処理手順などが含まれている⁹¹。

4. エスカレーション

投資先企業が侵害を引き起こした、または助長したものの、エンゲージメントに非協力的で、侵害の救済に向けた実質的な取り組みを行わない、または故意にごまかしたり、情報を伏せたりしている場合、投資家は救済を実現することから離れ、エスカレーションの選択権行使して救済提供のために影響力を増大することを検討すべきである⁹²。

エスカレーションの選択肢は以下のとおり。

- より上位の経営層責任者との追加会合を設定して、懸念事項について議論し、行動の理解に務め、対処および救済の次のステップについての合意を求める。
- 進展がなければ、以下の中から、最大限に影響力を行使できる方法を検討する。
 - 取締役会の会長または役員と連絡を取り、会合を設定する。
 - 投資先企業が救済の提供を怠っていることを懸念するほかの投資家と情報を共有し、協力して行動を起こすことを模索する。
 - 投資先企業への書簡またはステートメントを公開する。
 - 救済の提供を怠ったことを理由に財務諸表または取締役の選任に反対する議案を提出する、またはそのような株主提案を支持する。
- 投資家同士の連携を通じた、さまざまな強制労働のグリーバンス・メカニズムを含む、エンゲージメントからのエスカレーションの選択肢の一部またはすべての実施
- 他のすべての選択肢が利用できない場合、救済を可能にするためにさらに何ができるかを検討した上で、責任ある撤退戦略を通じて売却し、投資から撤退する。しかし、投資撤退は、本質的には人権への影響の防止または救済に資するものではないため、やむを得ない場合を除いては避けるべきである。投資家が長い時間をかけて投資先企業にエンゲージメントを行った結果、より優れた事業慣行に移行できた例はいくつもある⁹³。さらに、投資撤退するのであれば、必ず対象の投資先企業と市場全体にその理由を説明しなくてはならない。投資が不可欠な場合、救済の実現に取り組み、救済提供に向けて影響力を行使していることを対外的に示すべき。
- その他の選択肢として、特に法の支配があまり尊重されず、人権の保護が弱く、刑事司法制度に汚職がまん延している場所においては、報復を避けるよう注意しながら、当該企業の本国、または侵害が発生した国の警察に通報することも出来る。



投資家ケーススタディ 労働組合および団体交渉の問題で Amazonから投資を撤退した デンマークの年金基金

Paedagogernes Pension (PBU) は5年以上にわたってAmazonとのエンゲージメントを行い、従業員の組織化および団体交渉の権利を認めるよう圧力をかけてきたが、最終的に投資ポートフォリオから除外した⁹⁴。労働組合および労働基準に関するAmazonのアプローチについて対話を成立させるのは無理だと結論付けた。PBUは過去にも労働権を理由に、Walmart (2018年) とRyanair (2017年) を除外している。



投資家ケーススタディ Rathbonesの協働キャンペーン、 Votes Against Slavery

英国の資産運用会社Rathbonesは、2019年に奴隸労働をめぐる反対票を投じ始めた⁹⁵。同社は、FTSE100構成企業のうち5社に書簡を送り、英国現代奴隸法のセクション54を遵守した現代奴隸に関するステートメントを出すよう要求し、実施しない場合は株主総会で年次報告書や決算報告に反対する可能性があると述べた。Rathbonesは同社の基準および目標を次のように説明している。「当社は、現代奴隸ステートメントへのリンクをホームページ上に明確に記載し、毎年、取締役が署名し、取締役会が承認して、更新することがベストプラクティスだと考えている。当社は、これらの企業における全面的な遵守の実現を目指している」⁹⁶その結果、ほぼすべての企業が現代奴隸法を遵守したステートメントを出した。

5. 問題の報告と追跡

投資先企業は、人権に関する申し立てを社内の問題管理システムに記録すべきである⁹⁷。申し立ての情報を利用して、リスク特定を強化し、侵害を防止および救済することができる。この情報は、サステナビリティレポート作成ルールや現代奴隸法などで義務付けられている報告において開示すべきである。

投資家は以下によって、投資先企業が適切な記録を維持し、開示要件を遵守するよう促すべきである。

- 投資先企業に、現代奴隸の問題を発見、追跡、報告する確立されたプロセス、およびグリーバンス・メカニズムのプロセスがあり、是正措置計画が導入されていることを確認する。
- 投資先企業に、関連するサステナビリティレポートおよび現代奴隸レポートの枠組みの遵守を含む、現代奴隸事案の定期的な開示を続けるよう助言する。





投資家・企業ケーススタディ
企業の現代奴隸リスクの
監視および追跡アプローチ
の例には以下のような
ものがある。

- Avivaは、重要業績評価指標 (KPI) を用いて、人権および現代奴隸に関する社内アプローチを管理している。KPIとして、デューデリジェンスおよびリスク評価で発見された自社事業またはサプライチェーンにおける現代奴隸の件数、公式または非公式の申立手段を通じて提起された現代奴隸に関する苦情の件数、ハイリスクサプライヤーを対象とした現代奴隸の評価実施回数、サプライヤーと共有し完了している是正措置または改善計画の数などが使用されている⁹⁸。
- 現代奴隸が発見された場合のUnileverのプロセスには、提起された件数と調査済みの件数に関するデータなどを用いた、救済の進捗状況の追跡が含まれている⁹⁹。
- Woolworthsは、2021年に報告されたマレーシアのサプライチェーンでの雇用手数料の支払い問題への対応として、追加調査などを実施し、不適合事案について是正措置が講じられていることを検証した¹⁰⁰。
- Bluescopeは、さまざまな指標を用いて現代奴隸に関する自社アプローチの有効性を監視している。用いている指標は、審査したサプライヤー数、リスクスコアの変化、受け付けた苦情件数とその結果などである。また、社会的影響運営委員会 (Social Impact Steering Committee) と連携して社内の研修記録、方針、枠組み、潜在リスクおよび新たに出現した問題のレビューを毎月行っており、社内監査およびオンラインサイト評価も実施している¹⁰¹。

18



救済が提供された後の、更なる問題の防止

6. 見直し

救済提供後の苦情のレビューおよび苦情処理パフォーマンスの評価は、投資先企業が対処および救済の改善点を見つけるうえで役立つ¹⁰²。投資家は、投資先企業が苦情を分析し、苦情処理方法を評価するよう、促すべきである。苦情の分析では、苦情件数、長期的な傾向、侵害または関係する問題の種類、苦情処理の結果、苦情申立人の年齢構成などを用いることができる。苦情処理の評価には、KPIを使った苦情データの測定、監査の実施、調査の実施を含めても良いだろう¹⁰³。救済の提供を終えたら、投資家は、新たな予防措置の導入など、可能な改善点について投資先企業と議論すべきである¹⁰⁴。



企業ケーススタディ Unilever Australia - 問題分析レポートの例

Unileverは、現代奴隸ステートメントの中で重大な問題（深刻な不適合）のデータを分析しており、このデータには問題の種類（一例としてパスポートや身分証明書（ID）の違法な取り上げに関するものが14件、強制労働に関する不適合が97件、預金または給料の未払い関連が36件）、処理結果（継続中、完了、救済済み、救済中となっている問題の件数）、事業エリア別の不適合の件数、不適合が発生した拠点が含まれる¹⁰⁵。

救済提供後に十分な問題防止策を講じることで、そもそも問題の発生の防止を目指す救済サイクルが終了する。特定の現代奴隸の問題の防止については、上記の救済の各段階で取り上げたが、投資家はさらに、投資先企業がそれぞれの地域や業界における現代奴隸問題の防止に向けて、一段と踏み込んだ行動を起こすよう推奨することができる。



企業ケーススタディ

Daewoo

- ステークホルダーとの エンゲージメントを通じた ウズベキスタンにおける 強制労働問題の対処

2014年にNGOおよび市民社会団体からウズベキスタンでの強制労働を使用した綿花収穫について懸念の声があがったことを受け、Daewooは以下を含む対応策を公表し、問題への取り組みについて説明した。

- ・ ウズベキスタン政府に働きかけ、強制労働の根絶を要求する。
- ・ 商工会議所に働きかけを行う。
- ・ CEOの書簡を送付し、働きがいのある人間らしい仕事に関するディーセント・ワーク・カントリー・プログラムの進捗状況など、ウズベキスタン政府と国際労働機関（ILO）の連携に関する詳細情報の提供を求める¹⁰⁶。

2021年、ILOのモニタリングレポートにより、ウズベキスタンが綿産業における体系的な強制労働および児童労働を根絶したことが確認された。改革プロセス開始から7年が経過していた¹⁰⁷。



投資家ケーススタディ ノルウェー銀行による対象を 拡大した労働慣行調査

ワールドカップの建設プロジェクトに関連して、カタールで労働者の権利の侵害があったとするメディア報道を受け、ノルウェーの中央銀行にあたるノルウェー銀行は幅広い地域を対象とした労働慣行調査に乗り出した¹⁰⁸。

07 | アドボカシー(政策エンゲージメント)と 「救済エコシステム」

グリーバンス・メカニズムに加え、投資家は、政策立案者や立法者に人権侵害への救済の強化を働きかけるなど、幅広い「救済エコシステム」¹⁰⁹への貢献における自らの役割についても検討できるかもしれない。投資家は以下のようなアドボカシー(政策エンゲージメント)を実施できる¹¹⁰。

- ・国際基準と一致した問題行為の基準および労働法の厳格化
- ・刑事司法制度の強化および公正な捜査・訴追を通じた有罪判決の増加
- ・現代奴隸の発見・保護に関する枠組みである National Referral Mechanisms および被害者に対する補償制度の導入
- ・処理メカニズムを要求し、民事責任の根拠となる人権デューデリジェンス法の採用
- ・強制労働に関連した製品が市場に入ることを阻止する輸入禁止措置の導入、および侵害を受けた労働者を救済するための救済基金の創設
- ・裁判手続き、国内人権機関(NHRI)、OECD「責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」の国内連絡窓口(NCP)など、司法的および非司法的グリーバンス・メカニズムに対する認知度の向上¹¹¹



投資家ケーススタディ 救済エコシステムへの 投資家の貢献

2020年、運用資産残高5兆米ドルを保有する105の投資家で構成される「人権のための投資家アライアンス(IAHR)」は、各国政府に対して、企業が説明責任を果たし(救済の実現に向けた期待値を含む)、投資家がポートフォリオ内の人権リスクを特定および評価できるよう、人権デューデリジェンスを法的義務にすることを求めた¹¹²。それ以降、IAHRは救済を重視したEU CSDDDの改善を提案し¹¹³、強制労働によって生産した製品のEU市場への輸入禁止措置の導入を推奨するなど、ビジネスと人権に関する効果的な法の整備も要求している¹¹⁴。

2022年、英国最大の慈善基金運用会社 CCLAは、運用資産残高8,000億英ポンド以上を保有する10の投資家と連携し、英国農業部門の小売業者および企業に対して、雇用主負担の原則(Employer Pays Principle)を導入し、労働者がすでに支払った雇用手数料について調査し返金するよう求めた。さらに政府に対して、季節労働者スキーム(Seasonal Worker Scheme)を国際的コミットメントと一致させ、強制労働リスクを軽減するよう求めた¹¹⁵。

2024年1月、運用資産残高11兆9,000億豪ドルを保有する49の投資家が参画する、投資家が主導するマルチステークホルダーのイニシアチブIAST APACと、非営利のナレッジパートナーであるWalk Freeおよび「奴隸制と人身売買に対抗する金融(Finance Against Slavery and Trafficking:FAST)」は、オーストラリア政府に書簡を送り、現代奴隸の被害者を支援するために設計されたNational Victim Compensation Schemeへの支援を求めた¹¹⁶。

08 | 集団的な救済策

現代奴隸は世界全体に広がる問題であり、企業が、業界団体、国際組織、市民社会を巻き込んだマルチステークホルダーアプローチを採用し、連携して救済を提供または実現できれば、救済プロセスを強化することができる¹¹⁷。この救済に向けた協働的アプローチには、以下のようなメリットがある。

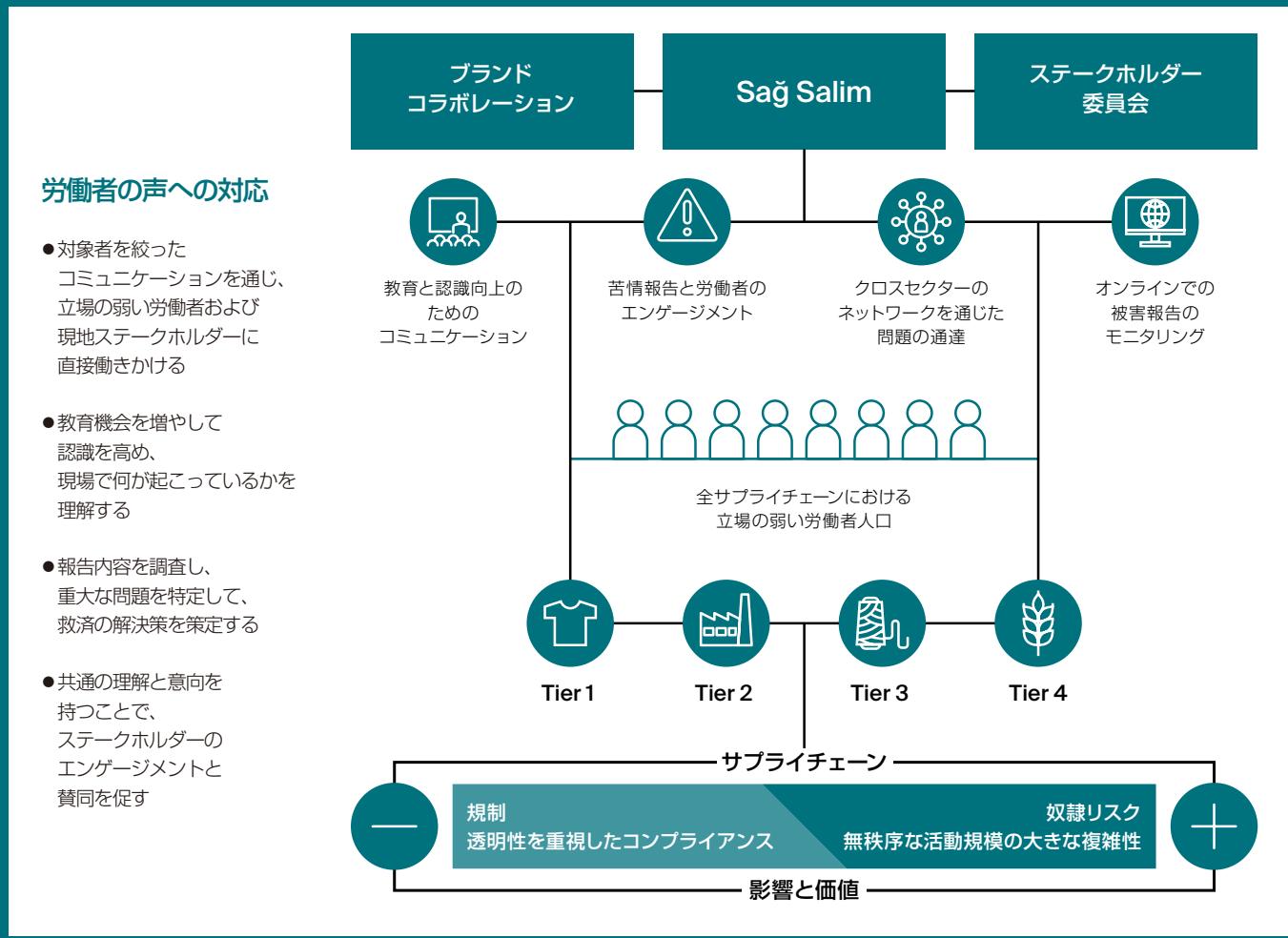
- ・ 地域、製品、業界を横断した、サプライチェーンにおける特定のリスクに関する知識の共有。個々の企業または投資家の影響力不足の問題への対処
- ・ 救済の提供に加え、問題の根本的原因への対処がより期待できる体系的なアプローチ(生活賃金ギャップ、教育へのアクセスなど)

アクセシビリティが高く拡張性のある有意義な救済の提供



企業ケーススタディ Outland Denimと他社の連携 – Supply Network Intelligence System

Outland Denim (オーストラリアのアパレル会社) は、 Precision Solutions Group (ITサービス)、Bossa Denim (トルコの織繊メーカー)、Nudie Jeans (スウェーデンのデニムブランド) と協力し、2020年にSag Salim (「安全かつ健全」という意味) と名付けられたSupply Network Intelligence Systemを立ち上げ、トルコの綿作農家のための苦情処理プログラムを設置した¹¹⁸。このプログラムには、ファッショング業界のステークホルダーと現地のコミュニケーションネットワークが関与しており、労働者と同プログラムをつなげて、サプライチェーン内の労働者の権利侵害を特定し、救済を促進することを目指している。現地組織との連携によって、労働者との現地の言葉でのやりとり、および的を絞った解決策の策定を実現している。最初の年には、ホットラインへの通報に直接応える形で300人の労働者に保護具を提供した。また、同プログラムによって、労働者の権利侵害に対するサプライヤーの認識も向上しており、農場レベルで社会的責任監査が実施されるようになっている¹¹⁹。



出所: Outland Denim、2022年進捗状況報告 (Communication On Progress 2022)、国連グローバル・コンパクト・ネットワーク



複数のステークホルダーが関与する ケーススタディ 児童労働の救済センター

Fair Cobalt Alliance, Save the Children, Centre for Child Rights and Businessは、コンゴ民主共和国のコバルト鉱山で働く子どもへの長期的な救済提供を目指し、児童労働の救済センター (Child Labour Remediation Hub) を設置した。救済には教育、生活費の支援、健康サポートなどが含まれる¹²⁰。同センターは現地の救済パートナー (NGO) に働きかけ、児童労働問題の管理方法に関する研修を提供している。児童労働救済のパイロットプログラムでは、2022年にプログラムに参加した3人の子どもを対象に、学校、住居、社会的支援へのアクセスをサポートした。



企業ケーススタディ Tesco – 業界団体との連携による 強制労働リスクへの対処

スペインの農業部門における労働者の権利侵害に関する報告を受け、Tescoは2023年、生産者、サプライヤー、Ethical Trade Forum (ETI) と協力して、サプライチェーンおよび業界全般における基準の改善を目指した¹²¹。TescoはスペインのEthical Trade Forums (ETI) に追加の資金援助を行い、グリーバンス・メカニズム強化プロジェクトを立ち上げた。ETIが最近設置した、地中海南岸に重点を置く、農業におけるグリーバンス・メカニズム (Grievance Mechanism in Agriculture) ワーキンググループにも参加している。



投資家ケーススタディ Impactt Limited、 Rabobank、LTMA Capital –救済ファイナンス (Remedy Finance)

救済ファイナンス (Remedy Finance) は、雇用手数料の返金のための資金提供を目的として最近設置された、革新的な集団的救済イニシアチブである¹²²。2023年、Impactt (倫理的取引および人権を重視するコンサルタント会社) とLTMA Capitalは、キャッシュフローまたは流動性が不足している中小規模の雇用主が抱える雇用手数料の返金問題に対処するために、低金利の専用デッドファシリティーを設定した。このイニシアチブにより、借り手は労働者に一括で返金できるようになったが、さらに倫理的な雇用手順の採用を条件に支払い金利を引き下げることで、雇用主の雇用プロセス改善も奨励している。

09 | 結論及び投資家の行動に向けた提言



投資家に求められている行動:

最終結果の可用性および実効性に影響を及ぼすことができる投資家、企業、政策立案コミュニティは救済エコシステムにおける重要なステークホルダーである。

投資家がとるべき行動には以下が含まれる。

- **侵害発生前:** 以下により、投資先企業が侵害を引き起こす、または助長することを防ぐよう取り組み、問題の発見および解決に向けて準備する。
 - 投資先企業に、侵害が見つかった場合には情報を共有し、導入していたプロセスを開始して救済を実現するよう、期待していることを伝える。
 - 救済が必要になった場合に提供できるよう、優れた慣行のケーススタディ、信頼できる第三者の専門家などの追加リソースを投資先企業に提供する。
 - 直接投資を行っている場合、影響を受けたステークホルダーが直接報告できる、人権に関する独自のグリーバンス・メカニズムを策定することを検討する。
- **救済プロセス中:** 以下により、救済の全段階で投資先企業を支援する。
 - 投資先企業が特定の苦情への対処に関する情報を十分提供しない場合、調査関連のプロセス、ステークホルダーエンゲージメント、スケジュールを設定した救済の検討状況に関する情報を当該企業から直接入手することを優先する。投資家は、適用可能な情報開示および人権デューデリジェンス法に言及し、取締役会にエスカレーションして情報を要求することを検討しなくてはならない。

能な情報開示および人権デューデリジェンス法に言及し、取締役会にエスカレーションして情報を要求することを検討しなくてはならない。

- 侵害を拡大させず、救済を妨げないという点から可能であれば、苦情を直接調査するか、ほかの情報源(市民社会団体および労働組合を含む)から問題に関する詳細情報を入手する、またはその両方を実施する
 - 連携を通じて影響力を構築する。最終結果により大きな影響力を及ぼし、救済の重要性を発信するために投資家が集団で取り組んでいる数多くのイニシアチブを通じて構築することができる。
 - 投資先企業に、集団的救済イニシアチブ(雇用主が労働者への雇用手数料返金を出来るようなデッドファシリティーへの資金提供を行なうイニシアチブなど)への参加を促す。
 - 投資先企業のさまざまなレベルとの定期会合、議案の提出、議決権行使を含むエスカレーションの選択肢、およびエンゲージメント以外でほかの投資家と協働する選択肢を検討する。
 - 判断および救済措置を外部に発信することの重要性を強調する。
- **救済提供後:** 投資先企業が対処を振り返り、予防措置を講じるよう支援する

アセットオーナーは以下の方法でアセットマネージャーへの影響力を行使できる。

- 選定および継続的なモニタリングプロセスの一環として、現代奴隸リスクの特定および管理について質問する。これには救済の検討も含まれる。
- 現代奴隸リスクに関する要件を投資マネージメントに組み込む。





企業に求められている行動

企業がとるべき行動には以下が含まれる。：

- 幅広い対処および救済の枠組みを導入する: 苦情処理方針を採用し、内部通報システムなどの救済ルートを導入し、外部監査を実施し、是正措置計画を効果的に実施する。これには以下が含まれる場合もある
 - 個別の事業レベルのグリーバンス・メカニズムを構築する、またはUNGPsの非司法的グリーバンス・メカニズムの実効性の要件を満たす集団的紛争解決プラットフォームに参加する。.
 - 現代奴隸の問題を発見、追跡、報告する確立されたプロセス、およびグリーバンス・メカニズムのプロセスを採用し、是正措置計画を導入する。
 - 関連するサステナビリティレポートおよび現代奴隸レポートの枠組みの遵守を含む、現代奴隸事案の定期的な開示を続ける。
- 苦情の認識、調査、検証に務める
 - タイムリーに苦情の受け付けを認識し、苦情の一次評価を実施し、優先順位と対処法を判断する。
 - 担当する責任者(責任者がいる場合)に苦情を割り振り、社内の関連するすべての人々に報告する。
 - 苦情申立人に、苦情処理プロセスについて説明する。
 - どのような人権侵害があったか、問題行為が行われた可能性があるか、自分たちが侵害を引き起こした、または助長したかどうかを特定する。
- 苦情および侵害の発見に関する情報を投資家と共有する: 現代奴隸の問題を発見した場合には投資家に報告し、投資家が要求するあらゆる関連情報を提供し、対策や措置に関して投資家と相談して最新情報を提供する。

- 救済結果が適切であることを確認する
 - 決定の理由を明らかにし、その決定に至った経緯、および苦情が認められたかどうかを苦情申立人が理解できるようにする。
 - 目標およびスケジュールが明確な是正措置計画を策定する。是正措置計画には、研修、スタッフの配置換えや解雇、デューデリジェンスおよびグリーバンス・メカニズムの見直しおよび強化、そのほかの関連する方針・手順・慣行の評価および改善、ギャップ解消のための行動規範・契約・諸条件の更新などが含まれる。
 - 苦情が認められた場合は、十分な救済を提供する。救済は公平かつ現実的で、問題の深刻さに見合ったものでなくてはならない。補償の選択肢には以下のいずれか、または複数が含まれることがある(これに限定されるわけではない)。
 - » 問題を認めて謝罪する
 - » 侵害が発生した理由、および講じている再発防止策について説明する
 - » 原状回復または補償
 - » 該当する責任者の懲戒処分
 - » 苦情申立人が必要としているサービスへのアクセスを促進する。これには医療支援、カウンセリング、心理社会的サービス、一時的な宿泊施設、入国管理やビザに関する助言、旅費などが含まれる
 - 社内または外部のどちらに救済の見直しを要求するかを苦情申立人が選択できるようにする。独立性を確保するため、苦情に関与していない上位の責任者が見直しを行うべきである。外部の仲介者を入れることが適切な場合もある。
 - 同様の影響を防止し、より良い対処および救済を行うために、適切なステークホルダーと教訓を共有する。



政策立案者および規制当局に 求められている行動

政策立案者および規制当局がとるべき行動:

規制当局のステークホルダーは、ハードローとソフトローの両方を検討し、救済へのアクセスおよび実効性を改善すべきである。

- ・ 強制労働を使用した製品が市場に入ることを阻止する輸入禁止措置を導入し、侵害を受けた労働者を救済するための救済基金を創設する。
- ・ 国際基準と一致させ、刑罰を盛り込んで強制労働法を強化し、十分な強制力を持たせる。
- ・ グリーバンス・メカニズムを要求し、民事責任の根拠となる人権デューデリジェンス法を採用する。
- ・ 現代奴隸の発見・保護に関する枠組みであるNational Referral Mechanismsおよび被害者に対する補償制度を導入し、被害者が救済にアクセスできるようにする。
- ・ 裁判手続き、国内人権機関(NHRI)、OECDの国内連絡窓口(NCP)など、司法的および非司法的グリーバンス・メカニズムに対する認知度を向上させ、救済へのさまざまなアクセス手段の利用性を改善する。

11 | 付録1–世界の法的リスク一覧表

国名	法律名	関連規定	最近の動向
現代奴隸の情報開示法			
英国	2015年現代奴隸法	<p>英国の現代奴隸法は情報開示の枠組みを提供しており、企業に対して自社事業およびサプライチェーンにおける現代奴隸および人身取引に関する報告を義務付けている。任意の報告基準では、救済には言及していない。</p> <p>法の遵守および執行:現行法に従い、内務大臣が法を執行し、裁判所を通じて強制執行命令を出す場合がある。</p>	<p>現時点で強制的な報告基準は示されていないが、2019年に公表された独立委員会の審査会では、デューデリジェンスプロセス、救済、および現代奴隸リスクを測定し管理するために講じた措置などを、強制的な報告基準として導入することが推奨された。同審査会は、罰金の導入や専門の法執行機関の設置など、違反に対する措置の厳格化も提案している。英国政府はこの審査会を受け、文書を通じて、透明性および法令遵守に関する要件の厳格化を幅広く支持するとの見解を明らかにしたが、協議の継続を提案した¹²³。</p>
オーストラリア	Commonwealth Modern Slavery Act 2018	<p>大企業に対し、自社事業およびサプライチェーンにおける現代奴隸リスク、およびデューデリジェンスや救済プロセスなど、こうしたリスクを評価して対処するために講じている措置に関する報告を義務付けている。</p> <p>法の遵守および執行:本法に従い、政府は企業に対して、違反があった場合に説明する、または是正措置を講じるよう要求できる。現行法では、違反による罰則規定の制定を禁止している。</p>	<p>2023年、本法の審査会は複数の提言を行っており、これが認められれば、現在の要件は大幅に強化される¹²⁴。具体的には、同審査会は、企業が特定した現代奴隸またはリスク、および利用できるグリーバンス・メカニズムに関する報告などの報告基準を新たに義務化すべきと提案している。さらに、本法の違反に対する罰則の導入、およびグリーバンス・メカニズムの設置も提案している。</p>
カナダ	2023年 サプライチェーンにおける強制労働および児童労働防止法 (Forced and Child Labour in Supply Chains Act)	<p>本法は、対象の企業に対し、サプライチェーン内の強制労働・児童労働を防止および軽減するために講じている措置に関する報告を義務付けている¹²⁵。必要な報告事項は、あらゆる強制労働・児童労働を救済するために講じた措置、および強制労働を排除するための対策に起因した収入損失を救済するために講じた措置などである。本法は、児童労働を使用して生産された製品の輸入も禁止している。</p> <p>法の遵守および執行:本法は、政府に執行権限を与えており、遵守命令および罰金を含む、違反に対する罰則も規定している。</p>	
人権デューデリジェンス法			
フランス	2017年企業注意義務法	<p>大企業に対し、自社事業およびサプライチェーンにおける人権リスクを防止および軽減するための注意義務計画を策定、実施、報告するよう義務付けている¹²⁶。</p> <p>法の遵守および執行:関連する当事者は誰でも、違反事例について苦情を申し立てることができ、それを受け裁判所は企業に対し、注意義務計画の策定と公表、または改善を命じることができる。</p> <p>注意義務計画を公表しない企業には、罰金が科される場合がある。本法には民事責任に関する規定もあり、影響を受けた個人は、企業が法を遵守していれば防げたはずの負の影響について賠償を求めることができる。</p>	<p>2023年、有名な多国籍企業2社が、本法の定める環境デューデリジェンスの義務に関連し訴訟を提起された¹²⁷。そのうちの1件は商業銀行が関与するもので、同行による化石燃料企業への資金提供が本法の下での義務違反にあたるという疑いがあり、金融活動が本法の対象外ではないことが読み取れる¹²⁸。</p> <p>そのほか、注意義務計画の策定および実施を怠った疑いに起因した人権侵害、サプライチェーンにおける労働者権利の侵害、そのほかの人権関連の事由により、複数の企業に対する訴訟が進行中である¹²⁹。</p>

国名	法律名	関連規定	最近の動向
ノルウェー	The Transparency Act 2022	<p>本法は企業に対して、デューデリジェンスの実施および報告を義務付けており、要求に応じて関連情報を共有する義務を課している¹³⁰。本法の定めるデューデリジェンスの実施義務には、必要な場合の救済および補償の提供または提供に向けた協力が含まれており、デューデリジェンスの報告要件には、負の影響を断つ、または軽減するために講じた措置、およびこうした措置の結果または予想される結果に関する情報が含まれている¹³¹。</p> <p>法の遵守および執行:本法は監督および法執行についても規定しており、違反した場合には罰金が科される場合がある。</p>	
日本	2022年責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン (英語)(日本語)	<p>本ガイドラインは国連指導原則に沿って一般的に何が求められるかを規定しており、投資家は事業活動(自社事業および投資活動を含む)により人権への負の影響を引き起こす、または助長するのを防ぎ、自分たちに直接関連する負の影響を防止および軽減する措置を講じるよう期待される。人権への負の影響を引き起こした、助長した、または直接関連している場合の救済措置のほか、グリーバンス・メカニズム、および国家による救済の仕組みに関するセクションも含まれている¹³²。</p> <p>法の執行:本ガイドラインの適用は任意である。</p>	
ドイツ	2023年サプライチェーンにおける企業のデューデリジェンス義務に関する法律(サプライチェーン法)	<p>本法は予防および救済義務について規定しており、企業に対して、発生した、または発生する侵害の救済を求めている。</p> <p>法の遵守および執行:本法はグリーバンス・メカニズムの要件、モニタリング体制の整備、違反した場合の罰金についても定めている。</p>	<p>本サプライチェーン法の制定を受けて、サプライチェーン内の労働者の安全確保を怠ったとする疑いでいくつかの世界的な大手企業が訴えられたほか、新疆ウイグル自治区での強制労働リスクに関連していくつかのドイツ大手自動車会社が訴えられるなど、訴訟が起こっている¹³³。</p>
EU	コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令(CSDDD)	<p>デューデリジェンス義務を遵守するため、企業は負の影響を特定、防止、終了、軽減、救済する適切な措置を講じる必要がある(影響を受けたステークホルダーのためのグリーバンス・メカニズムの設置もこれに含まれる)。さらに、規制対象の金融機関は、負の影響を考慮し、株主としての権利を行使するなど影響力をを利用して企業に影響を与えることが期待されている¹³⁴。</p> <p>法の遵守および執行:本指令案は、加盟国に対して、監督および法執行を担う国内の監督機関を指名し、企業のデューデリジェンス義務違反に対する罰金など罰則を定めるよう求めている。加盟国はさらに、企業が故意または過失により潜在的な負の影響を防止および軽減する義務に違反した結果として侵害が生じた場合の、民事上の責任に関する条項を盛り込むよう求められる。</p>	<p>CSDDDは、2024年4月に欧州議会で採択され、2024年5月に欧州理事会で正式に承認された。</p>

国名	法律名	関連規定	最近の動向
強制労働に関する輸入禁止法			
USA	1930年関税法	米国の1930年関税法の下で、税関・国境取締局(CBP)は、強制労働によって生産された製品に対して違反商品保留命令(Withhold Release Orders:WRO)を発出し、輸入を差し止める権限を与えられている。輸入業者が、製品の生産過程でもう強制労働が行われていない証拠を証明できれば、発出されたWROを修正することができる。これは、強制労働指標が改善された証拠を提出することで証明できる ¹³⁵ 。強制労働の疑いは、税関・国境取締局(CBP)のウェブサイトを通じて誰でも通報することができ、個別に判断され調査の対象となる。	2021年のマレーシアの手袋メーカーが関与したケースでは、同メーカーの製品に対してWROが発出され、輸出で得られるはずだった7,500万米ドル以上が失われた。WROを撤回するには、輸入業者が労働者への金銭的救済に加え、住環境、労働環境、支払い慣行の改善など、救済の取り組みを幅広く実施することが求められる。これは、CBPの要求に従い、製品の生産過程でもう強制労働が行われていないことを証明するうえで必要となっている ¹³⁶ 。
	2021年 ウイグル強制労働 防止法(UFLPA)	UFLPAは反証可能な推定(Rebuttable presumption)を規定しており、商品の全部または一部が新疆、またはUFLPA事業体リストで特定された事業体で採掘、生産、または製造された製品の米国への輸入を禁じている。	
メキシコ	2023年 強制労働規制 (Forced Labour Regulation)	米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)の労働章は、当事者に、強制労働によって生産された製品の輸入を禁止する措置を講じるよう義務付けている ¹³⁷ 。本規制は、強制労働で生産された製品のメキシコへの輸入を禁じており、労働・社会保障省は、これを根拠として特定の製品に対する輸入禁止判断を下す権限を有している。調査は同省が開始する、または個人もしくは法人の申し立てに基づいて開始される。製品の輸入禁止の判断が下された輸入業者には、製品の生産過程でもう強制労働が行われていないことを証明する機会が与えられる ¹³⁸ 。	
EU	強制労働禁止規制 (Forced Labour Ban Regulation)	最近採択されたこの規制は、強制労働で生産された製品がEU共同市場に出回ることを禁じており、関連当局にこうした製品を禁止または差し止める権限を与えている。企業が自社事業またはサプライチェーンから強制労働を排除し、関連する強制労働の問題を救済したことを証明した場合、関係当局によって禁止措置が撤回される場合がある ¹³⁹ 。	

12 | 参照

- 1 In Hong Kong, the SFC has not reviewed the contents of this website.
- 2 https://cdn.walkfree.org/content/uploads/2022/09/12142341/GEMS-2022_Report_EN_V8.pdf
- 3 <https://www.walkfree.org/reports/modern-slavery-response-remedy-framework/>
- 4 <https://www.ohchr.org/en/publications/reference-publications/guiding-principles-business-and-human-rights>. The UNGPs have been widely adopted and incorporated into business and investor frameworks such as the OECD Guidelines for Multinational Enterprises on Responsible Business Conduct and the UN-supported Principles for Responsible Investment (PRI).
- 5 <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Business/LetterSOMO.pdf> pp. 2-3. OECD letter p. 6; <https://www.oecdwatch.org/complaint/lok-shakti-abhiyan-et-al-vs-government-pension-fund-global/>. This guidance focuses on asset owners and asset managers investing in listed equities, rather than other asset classes such as fixed income, commodities, and real estate.
- 6 UNGPs 11 and 12
- 7 UNGP15
- 8 UNGP19
- 9 <https://www.unpri.org/human-rights/why-and-how-investors-should-act-on-human-rights/6636.article>; <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Business/UNGPs10/Stocktaking-investor-implementation.pdf>; <https://mneguidelines.oecd.org/RBC-for-Institutional-Investors.pdf>
- 10 OECD, Responsible business conduct for institutional investors: Key considerations for due diligence under the OECD Guidelines for Multinational Enterprises, 2017 <https://www.unpri.org/human-rights/why-and-how-investors-should-act-on-human-rights/6636.article>
- 11 SOMO letter, p2 <https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/LetterSOMO.pdf>
- 12 <https://www.unpri.org/human-rights/why-and-how-investors-should-act-on-human-rights/6636.article>; see also Discussion paper: Working Group enabling remediation, May 2019. IRBC Agreements, Dutch Banking Sector Agreement <https://www.imvoconvenanten.nl/-/media/imvo/files/banking/paper-enabling-remediation.pdf>
- 13 <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Business/UNGPs10/Stocktaking-investor-implementation.pdf>; <https://mneguidelines.oecd.org/RBC-for-Institutional-Investors.pdf>
- 14 <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Business/UNGPs10/Stocktaking-investor-implementation.pdf>; <https://mneguidelines.oecd.org/RBC-for-Institutional-Investors.pdf>
- 15 <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Business/UNGPs10/Stocktaking-investor-implementation.pdf>; <https://mneguidelines.oecd.org/RBC-for-Institutional-Investors.pdf>
- 16 <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Business/UNGPs10/Stocktaking-investor-implementation.pdf>; <https://mneguidelines.oecd.org/RBC-for-Institutional-Investors.pdf>
- 17 <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Business/UNGPs10/Stocktaking-investor-implementation.pdf>. The European Parliament position report on the CSDDD specifically addresses that the obligation of institutional investors to “induce their investee companies to bring actual adverse impacts caused by them to an end”; <https://mneguidelines.oecd.org/RBC-for-Institutional-Investors.pdf>
- 18 <https://responsibleinvestment.org/wp-content/uploads/2021/11/Investor-Toolkit-Human-Rights-with-a-Focus-on-Supply-Chains.pdf>
- 19 <https://www.ag.gov.au/sites/default/files/2023-05/Report%20-%20Statutory%20Review%20of%20the%20Modern%20Slavery%20Act%202018.PDF>
- 20 <https://drive.google.com/file/d/1AkL0Hr2obZMzrTDV5DmGfIvKughGRcn/view?pli=1>
- 21 <https://www.cbp.gov/document/fact-sheets/how-are-wro-and-or-finding-modifications-and-revocations-processed>
- 22 https://www.cbp.gov/newsroom/national-media-release/cbp-modifies-withhold-release-order-natchi-apparel-p-ltd;https://www.dol.gov/agencies/ilab/comply-chain/steps-to-a-social-compliance-system/step-6-remediate-violations/_example-in-action-top-glove-wro-and-subsequent-modification; In addition, a social compliance guidance published by the US Department of Labor's Bureau of International Labor Affairs (ILAB)'s Office of Child Labor, Forced Labor, and Human Trafficking in order to assist companies to avoid violations of forced labour-related trade laws, highlights the need to remediate forced labour incidents as they arise. <https://www.dol.gov/agencies/ilab/comply-chain/steps-to-a-social-compliance-system/step-6-remediate-violations>
- 23 <https://chainreactionresearch.com/the-chain-sime-darby-fgv-see-reputational-hits-from-u-s-stop-orders/>
- 24 <https://financialpost.com/pmn/business-pmn/shares-of-malaysia-fgv-plunge-after-u-s-ban-on-its-palm-oil-products>
- 25 https://www.remedyproject.co/remediation-of-forced-labour-under-the-tariff-act-1930#6_Palm_Oil_Malaysia
- 26 UNGP19; <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Business/UNGPs10/Stocktaking-investor-implementation.pdf>
- 27 First Sentier MUFG Sustainable Investment Institute, Constructive corporate engagements from a corporate perspective, September 2023, p6. Available from <https://www.firstsentier-mufg-sustainability.com/research/corporate-engagement-report.html>
- 28 Adapted from FAST leverage. WG on BHR, Taking Stock of Investor Implementation p#. Engaging companies in dialogue, filing shareholder resolutions, proxy voting, participating in peer-to-peer and multi-stakeholder initiatives, engaging with State institutions and other standard-setting bodies, engaging with other stakeholders such as civil society organisations and integrating human rights criteria into agreements with business relationships. Adapted from <https://www.ohchr.org/en/publications/special-issue-publications/corporate-responsibility-respect-human-rights-interpretive>

- 29 First Sentier MUFG Sustainable Investment Institute, Constructive corporate engagements from a corporate perspective, September 2023, p6. Available from: <https://www.firstsentier-mufg-sustainability.com/research/corporate-engagement-report.html>
- 30 <https://www.iastapac.org/faq/>
- 31 <https://www.ccla.co.uk/sustainability/driving-change/modern-slavery>
- 32 <https://www.stewartinvestors.com/all/insights/beyond-due-diligence.html>
- 33 <https://future.portfolio-adviser.com/stewart-investors-founds-investor-network-to-push-for-responsible-mining/>
- 34 UNGP29; <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Business/UNGPs10/Stocktaking-investor-implementation.pdf>
- 35 <https://mneguidelines.oecd.org/RBC-for-Institutional-Investors.pdf>; <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Business/UNGPs10/Stocktaking-investor-implementation.pdf>
- 36 Discussion paper: Working Group enabling remediation, May 2019. IRBC Agreements, Dutch Banking Sector Agreement. <https://www.imvoconvenanten.nl/-/media/imvo/files/banking/paper-enabling-remediation.pdf>
- 37 OECD, Responsible business conduct for institutional investors; see also <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Business/UNGPs10/Stocktaking-investor-implementation.pdf>
- 38 <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Business/UNGPs10/Stocktaking-investor-implementation.pdf>. The European Parliament position report on the CSDDD specifically addresses that the obligation of institutional investors to “induce their investee companies to bring actual adverse impacts caused by them to an end”.
- 39 https://www.admcapital.com/wp-content/uploads/2023/06/Grievance-Mechanism-Statement_Website-1.pdf
- 40 <https://www.anz.com.au/about-us/esg/fair-responsible-banking/human-rights/>
- 41 <https://www.anz.com.au/content/dam/anzcomau/documents/pdf/aboutus/anz-grievance-mechanism-framework-nov2021.pdf>
- 42 <https://www.bio-invest.be/en/grievance-mechanism>
- 43 <https://climatefundmanagers.com/grievance-mechanism/>
- 44 <https://sweefcapital.com/grievance-mechanism/>
- 45 <https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/UNGPs10/Stocktaking-investor-implementation.pdf>
- 46 Interfaith Centre on Corporate Responsibility, Responsible Contracting Project, Investor Guidance on Responsible Contracting, March 2024 <https://www.responsiblecontracting.org/investor-guidance>
- 47 https://www.ohchr.org/documents/publications/guidingprinciplesbusinesshr_en.pdf
- 48 <https://assets.ombudsman.vic.gov.au/assets/Best-Practice-Guides/Complaints-Good-Practice-Guide-for-Public-Sector-Agencies.pdf>
- 49 <https://www.imvoconvenanten.nl/-/media/imvo/files/banking/paper-enabling-remediation.pdf>
- 50 https://modernslaveryregister.gov.au/resources/Model_Modern_Slavery_Contract_Clauses.pdf
- 51 [https://principles-leverage-remedy.pdf \(edc.ca\)](https://principles-leverage-remedy.pdf (edc.ca))
- 52 <https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/UNGPs10/Stocktaking-investor-implementation.pdf>
- 53 <https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/UNGPs10/Stocktaking-investor-implementation.pdf>
- 54 M&G plc Modern Slavery Transparency Statement 2022 <https://www.mandg.com/~/media/Files/M/MandG-Plc/documents/site-services/2022-modern-slavery-statement.pdf>
- 55 <https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/UNGPs10/Stocktaking-investor-implementation.pdf>
- 56 <https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/UNGPs10/Stocktaking-investor-implementation.pdf>
- 57 <https://www.walkfree.org/reports/modern-slavery-response-remedy-framework/>
- 58 This report adapts the Response and Remedy Framework by considering the ‘Review’ stage in the ‘Preventing cases after remedy provided’ section.
- 59 <https://www.walkfree.org/reports/modern-slavery-response-remedy-framework/>
- 60 <https://assets.ombudsman.vic.gov.au/assets/Best-Practice-Guides/Complaints-Good-Practice-Guide-for-Public-Sector-Agencies.pdf>
- 61 <https://assets.ombudsman.vic.gov.au/assets/Best-Practice-Guides/Complaints-Good-Practice-Guide-for-Public-Sector-Agencies.pdf>. Factors to consider include: the seriousness of the issues raised, the complexity of the complaint, any need for urgent action, whether the complaint raises systemic issues and the impact on the person and broader community, the potential for the complaint to escalate, whether the complaint is about an officer/s, and needs to be handled by an independent, impartial person, and whether the complaint involves other stakeholders.
- 62 <https://assets.ombudsman.vic.gov.au/assets/Best-Practice-Guides/Complaints-Good-Practice-Guide-for-Public-Sector-Agencies.pdf>. Complainants should know who is handling their complaint and how to contact them, how the complaint will be dealt with, what issues are being considered, their likely involvement in the process, when they can expect a response, and the possible or likely outcomes.
- 63 Identification of modern slavery and labour exploitation complaints should rely on the international human rights and labour rights standards and international criminal offences, and relevant supplementary indicators and metrics such as the ILO forced labour indicators.
- 64 <https://mneguidelines.oecd.org/RBC-for-Institutional-Investors.pdf>

- 65 <https://www.nytimes.com/2023/12/28/us/migrant-child-labor-audits.html>
- 66 <https://www.mondelezinternational.com/united-states/press-releases/mdlz-statement-in-response-to-new-york-times-coverage/>
- 67 https://www.business-humanrights.org/documents/39653/Response_Business_Human_Rights_Centre_NYT_01_09_24.pdf
- 68 [BP Modern slavery and human trafficking statement 2021](#)
- 69 [BP Modern slavery and human trafficking statement 2022](#)
- 70 Target Modern slavery statement 2019
- 71 Decathlon UK Ltd, Modern Slavery Statement 2019
- 72 <https://www.walkfree.org/reports/modern-slavery-response-remedy-framework/>
- 73 <https://assets.ombudsman.vic.gov.au/assets/Best-Practice-Guides/Complaints-Good-Practice-Guide-for-Public-Sector-Agencies.pdf>. Good outcome letters, for example, briefly describe the complaint and identify the issues; use plain English and avoid bureaucratic language, acronyms and jargon; explain the steps taken to investigate or resolve the complaint; set out any relevant laws or policies in simple language; clearly identify the outcome and, if the complaint is substantiated, the remedies being offered; provide reasons for the decision; give the name and telephone number of an officer the complainant can contact to discuss the outcome; and, are translated into a language other than English where appropriate.
- 74 <https://assets.ombudsman.vic.gov.au/assets/Best-Practice-Guides/Complaints-Good-Practice-Guide-for-Public-Sector-Agencies.pdf>
- 75 <https://assets.ombudsman.vic.gov.au/assets/Best-Practice-Guides/Complaints-Good-Practice-Guide-for-Public-Sector-Agencies.pdf>
- 76 <https://dq06ugkuram52.cloudfront.net/files/8208194/26195950.pdf>
- 77 <https://www.oecdwatch.org/complaint/ec-and-idi-vs-australia-and-new-zealand-banking-group/>
- 78 <https://www.oecdwatch.org/complaint/ec-and-idi-vs-australia-and-new-zealand-banking-group/>; <https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/cambodia-anz-bank-compensate-families-involved-in-land-disputes-with-sugar-companies-in-kampong-speu-province/>
- 79 <https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/UNGPs10/Stocktaking-investor-implementation.pdf>
- 80 Laplane, J., E. Achterberg, J. Ramirez (2022, July), Pension funds' response to human rights abuses in the extractive industries – A case study for the Fair Pension Guide Netherlands, Amsterdam, The Netherlands: Profundo. <https://profundo.nl/download/2022-epw-mensenrechten-hrs-and-extractives-case-study-280622>
- 81 Examples of new complaints filed recently are:
- Zara Canada (2023): Ottawa's corporate ethics authority initiated an investigation into allegations of forced labour within Zara Canada's supply chain, following an Initial Assessment report prompted by a complaint filed by 28 civil society organisations in 2022. https://core-ombuds.canada.ca/core_ombuds-ocre_ombuds/press-release-zara-communiquer-presse.aspx?lang=eng
 - Tesco (2022): 130 former workers filed a lawsuit alleging forced labour conditions in a Thai factory which supplied clothes for Tesco in Thailand. <https://www.theguardian.com/business/2022/dec/18/workers-in-thailand-who-made-ff-jeans-for-tesco-trapped-in-effective-forced-labour>
 - Yves Rocher (2022): 34 former employees of a Turkish subsidiary, together with a Turkish trade union and civil society organisations filed a lawsuit against Yves Rocher in France, alleging failure to comply with the Duty of Vigilance legislation and requesting the court order for the company to pay damages to employees affected by breaches of their labour rights. <https://www.asso-sherpa.org/french-cosmetics-company-yves-rocher-facing-court-proceedings-for-failure-to-ensure-freedom-of-association-and-workers-rights-in-turkey>
 - Bumble Bee Foods (2022): Global Labor Justice – International Labor Rights Forum filed a lawsuit against the company in an US court, alleging a long history of engaging in or allowing unfair and dangerous labour practices in their supply chain. <https://www.seafoodsource.com/news/environment-sustainability/bumble-bee-adamantly-disagrees-with-forced-labor-lawsuit-claims>
 - Dyson (2022): a group of 24 workers filed a lawsuit against Dyson in the UK, alleging experiencing forced labour while working in factories which formed part of Dyson supply chain in Malaysia. <https://www.leighday.co.uk/news/news/2022-news/migrant-workers-issue-legal-claim-against-dyson-for-alleged-forced-labour-and-abusive-working-conditions/>
 - C&A, Lidl, Hugo Boss and other German retailers (2021): the European Center for Constitutional and Human Rights filed a criminal complaint in Germany against several retailers based on accusations of benefitting from forced labour in their supply chain in China. <https://hongkongfp.com/2021/09/06/activists-accuse-ca-lidl-aldi-hugo-boss-over-uyghur-forced-labour/>
- 82 <https://www.eeoc.gov/newsroom/eeoc-files-its-largest-farm-worker-human-trafficking-suit-against-global-horizons-farms>; <https://www.eeoc.gov/newsroom/federal-judge-awards-eeoc-7658500-case-against-farm-labor-contractor-global-horizons>

- 83 <https://www.aclu.org/press-releases/federal-jury-awards-14-million-indian-guest-workers-victimized-labor-trafficking>
- 84 <https://www.leighday.co.uk/news/news/2015-news/british-company-sued-in-landmark-modern-slavery-case/>
- 85 <https://www.amnesty.ca/human-rights-news/amnesty-international-applauds-settlement-in-landmark-nevsun-resources-mining-case/>
- 86 <https://www.reuters.com/article/2015/09/02/brazil-odebrecht-slavery-idUSL1N11802E20150902/>
- 87 <https://www.walkfree.org/reports/modern-slavery-response-remedy-framework/>
- 88 https://www.business-humanrights.org/documents/39498/Response_from_Carrefour_to_the_Ocean_Outlaw_Project_investigation.docx
- 89 https://www.danone.co.uk/content/dam/corp/local/gbr/uk/DANONE_UK_Modern_Slavery_Statement_22-23_FINAL.pdf
- 90 <https://www.alliancebernstein.com/content/dam/corporate/corporate-pdfs/AB-Global-Slavery-Statement.pdf>
- 91 Woolworths Group Modern Slavery Statement 2022 <https://www.woolworthsgroup.com.au/content/dam/wwg/investors/reports/2022/full-year/Woolworths%20Group%20Modern%20Slavery%20Statement%202022%20print%20friendly.pdf>
- 92 <https://www.walkfree.org/reports/modern-slavery-response-remedy-framework>
- 93 See, for example, Ethical Partners Funds Management: Engagement Report, Stewardship Issue: Tailings, p. 34. Available from: https://assets-global.website-files.com/5b4d31c5e11a78eff0022917/6437af6321d71d22131656f6_Ethical_Partners_Engagement%20Report%202022%20Final.pdf; Federated Hermes International: Modern Slavery Statement May 2020, Case studies on pp6-7. Available from: <https://dq06ugkuram52.cloudfront.net/files/6336315/22973907.pdf>; and Council on Ethics Swedish National Pension Funds Annual Report 2022: Sustainable ownership through dialogue and engagement. Available from https://etikradet.se/wp-content/uploads/2023/03/Annual-report-CouncilOnEthics_2022_EN.pdf.
- 94 <https://www.responsible-investor.com/patience-has-run-out-pension-fund-ditches-amazon-over-workers-rights/>
- 95 Interview
- 96 <https://www.unpri.org/rathbones-votes-against-slavery/9412.article>
- 97 <https://www.walkfree.org/reports/modern-slavery-response-remedy-framework/>. Include the following details where possible: detail and verification of the grievance; outcome of investigation and monitoring of response; whether the company has assessed that it caused, contributed to or was directly linked to the incident; actions taken to support the workers that were harmed; remedy provided, and any ongoing work to provide remedy, including timeframes and deadlines; feedback received from harmed worker/s, including whether they were satisfied with the remedy provided; contact details of key stakeholders, and record of key communications (subject to confidentiality and privacy considerations); any changes that were implemented internally to prevent similar harm from reoccurring; and, time taken to reach a resolution.
- 98 Aviva's Modern Slavery and Human Trafficking Statement 2021 <https://static.aviva.io/content/dam/aviva-public/gb/pdfs/personal/miscellaneous/aviva-modern-slavery-statement-2021.pdf>
- 99 Unilever, Modern Slavery and Trafficking statement 2021 <https://www.unilever.com/files/68fbf238-6486-4381-91da-985219f98e6d/unilever-modern-slavery-statement-2022.pdf>
- 100 Woolworths Group Modern Slavery Statement 2022 <https://www.woolworthsgroup.com.au/content/dam/wwg/investors/reports/2022/full-year/Woolworths%20Group%20Modern%20Slavery%20Statement%202022%20print%20friendly.pdf>
- 101 Buescope Modern Slavery Statement FY2023
- 102 <https://assets.ombudsman.vic.gov.au/assets/Best-Practice-Guides/Complaints-Good-Practice-Guide-for-Public-Sector-Agencies.pdf>
- 103 KPIs could measure complaint outcomes e.g. decisions upheld, partially upheld or not upheld; time taken to resolve matters; any changes resulting from complaints; the number of complaint outcomes altered following internal review; complainant satisfaction with complaint handling system; the number of complaints escalated to senior officer; or the number of complaints escalated to external mechanisms, resulting in changes to decisions, policies or practices.
- 104 Key questions for investors to ask investee companies to ensure they are analysing complaints and assessing complaint handling performance:
- How many cases of modern slavery have been received or identified? How were they found – grievance mechanism, due diligence, social audit, etc?
 - Did the grievance mechanism process and administration allow for proper investigation take place to understand the complaint? Who are the complainants? Has there been meaningful dialogue with complainants? What was the relationship to harm? (i.e. cause, contribute, directly linked) Where harm is ongoing – have steps been taken to end it?
 - Did the grievance mechanism result in appropriate remedy? What was the remedy provided? Was an explanation for the determination of the remedy given? Was the remedy satisfactory? How is that verified; for example, record review, employee interviews or spot-checks?
- 105 Unilever Australia Modern Slavery Statement 2022
- 106 https://www.business-humanrights.org/documents/2404/2014_09_daewoo_response_cotton_campaign_uzbekistan.pdf
- 107 https://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/news/WCMS_838396/lang--en/index.htm

- 108 <https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/migrant-worker-deaths-in-qatar-prompts-norwegian-wealth-fund-probe-into-labour-recruitment-practices-in-global-portfolio/>
- 109 <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Business/UNGPs10/Stocktaking-investor-implementation.pdf>
- 110 <https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/UNGPs10/Stocktaking-investor-implementation.pdf>
- 111 <https://www.imvoconvenanten.nl/-/media/imvo/files/banking/paper-enabling-remediation.pdf>
- 112 <https://investorsforhumanrights.org/news/investor-case-for-mhrdd>
- 113 <https://investorsforhumanrights.org/standard-setting/investor-statement-support-ambitious-and-effective-european-directive-corporate>
- 114 <https://investorsforhumanrights.org/sites/default/files/attachments/2023-03/Investor%20Statement%20on%20Forced%20Labor%20Regulation%20v%20sign%2003012023.pdf>
- 115 <https://www.ccla.co.uk/news-media/investors-unite-ask-firms-address-plight-migrant-seasonal-workers>
- 116 <https://www.iastapac.org/2024/01/31/iast-apac-letter-to-australian-government-on-national-victims-compensation-scheme/>
- 117 <https://responsibleinvestment.org/wp-content/uploads/2021/11/Investor-Toolkit-Human-Rights-with-a-Focus-on-Supply-Chains.pdf>
- 118 Outland Denim, Communication On Progress 2022, United Nations Global Compact Network <https://unglobalcompact.org/participation/report/cop/active/476174>
- 119 <https://www.nudiejeans.com/blog/being-responsible-where-it-all-starts-at-farm-level>
- 120 <https://www.faircobaltalliance.org/blog/child-labour-remediation-hub-for-the-drcs-mining-sector/>
- 121 <https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/tesco-response-re-forced-labour-in-spain/>
- 122 <https://www.linkedin.com/pulse/remedy-finance-market-solution-forced-labor-ltma-capital-opslc/>
- 123 Department for Business, Energy & Industrial Strategy, Establishing a new single enforcement body for employment rights: Government Response, June 2021 <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/60be1b47e90e0743a210de29/single-enforcement-body-consultation-govt-response.pdf>
- 124 Australian Government, Report of the statutory review of the Modern Slavery Act 2018 (Cth): The first three years, A report by Professor John McMillan, AO, 2023 <https://www.ag.gov.au/sites/default/files/2023-05/Report%20-%20Statutory%20Review%20of%20the%20Modern%20Slavery%20Act%202018.PDF>
- 125 <https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/cntrng-crm/frcd-lbr-cndn-spply-chns/prpr-rprt-en.aspx#a2>
- 126 <https://www.business-humanrights.org/en/big-issues/corporate-legal-accountability/frances-duty-of-vigilance-law/>
- 127 <https://www.simmons-simmons.com/en/publications/clf2ktvec022iu7l00mypqgri/latest-news-regarding-the-french-corporate-duty-of-vigilance-law>
- 128 <https://www.simmons-simmons.com/en/publications/clf2ktvec022iu7l00mypqgri/latest-news-regarding-the-french-corporate-duty-of-vigilance-law>
- 129 <https://www.simmons-simmons.com/en/publications/clomu1rfn01pmu6x4dz5enms5/french-duty-of-vigilance-litigation-tracker>
- 130 <https://www.forbrukertilsynet.no/vi-jobber-med/apenhetsloven/the-transparency-act>
- 131 <https://lovdata.no/dokument/NLE/lov/2021-06-18-99>
- 132 Pillar II, First Sentier MUFG Sustainable Investment Institute, Managing Human Rights Risks: a guide for investors on applying the Japanese Guidelines on Respecting Human Rights in Responsible Supply Chains with respect to modern slavery, May 2023 <https://www.firstsentier-mufg-sustainability.com/research/managing-human-rights-risks.html>
- 133 <https://www.int-comp.org/insight/major-firms-early-focus-of-german-supply-chain-act/>
- 134 <https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7158052468679917568/>; <https://www.forbes.com/sites/jonmcgowan/2024/01/31/eu-releases-final-draft-of-corporate-sustainability-due-diligence-law/?sh=252930fb9ba3>
- 135 <https://www.cbp.gov/trade/forced-labor>; <https://www.cbp.gov/document/fact-sheets/how-are-wro-andor-finding-modifications-and-revocations-processed>
- 136 ILO, Malaysian Rubber Council, Addressing, preventing and eliminating forced labour in the rubber industry in Malaysia, A practical guide for Malaysian employers, 2022 https://www.ilo.org/asia/publications/WCMS_853094/lang--en/index.htm
- 137 <https://www.dol.gov/agencies/ilab/our-work/trade/labor-rights-usmca>
- 138 <https://www.bdo.global/en-gb/insights/tax/indirect-tax/mexico-ban-introduced-on-imports-of-goods-made-with-forced-labour>
- 139 <https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20231016IPR07307/towards-an-eu-ban-on-products-made-with-forced-labour>; <https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20240419IPR20551/products-made-with-forced-labour-to-be-banned-from-eu-single-market>

ご留意事項

MUFG ファースト・センティア サステナブル投資研究所は、三菱UFJ 信託銀行およびその傘下にあるファースト・センティア・インベスタートーズグループが共同してサステナブル投資に関する調査・研究・レポート作成などの業務を対外的に行う際の呼称です。本資料は、三菱UFJ 信託銀行サステナブルインベスタートメント部が発行しています。本資料は、MUFG ファースト・センティアサステナブル研究所の活動の一環としてファースト・センティア・インベスタートーズグループが発行した「Modern Slavery & Remediation – An Investor's Guide」(英語版)を、三菱UFJ 信託銀行が日本語訳し紹介するものです。最大限、内容に忠実に日本語訳をしておりますが、万が一これら両言語の内容に相違があった場合には、英語版が正となることを予めご了承ください。本資料は、お客さまに対する情報提供のみを目的としたものであり、三菱UFJ 信託銀行およびファースト・センティア・インベスタートーズグループが特定の有価証券・取引や運用商品を推奨または勧誘するものではありません。本資料に記載されているデータ、意見などは本資料作成時点での信頼できると思われる情報に基づき作成したものですが、三菱UFJ 信託銀行およびファースト・センティア・インベスタートーズグループは、その正確性、完全性、情報や意見の妥当性を保証するものではなく、また、当該データ、意見などを使用した結果についてもなんら保証するものではありません。また、本資料に関連して生じた一切の侵害について、三菱UFJ 信託銀行およびファースト・センティア・インベスタートーズグループは責任を負うものではありません。本資料に記載されている情報および見解は著者のものであり、必ずしも三菱UFJ 信託銀行およびファースト・センティア・インベスタートーズグループのものではありません。本資料の著作権その他の知的財産権は三菱UFJ 信託銀行およびFirst Sentier Investors (Australia) Services Pty Limitedに属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

© First Sentier Investors Group